

令和6年度ユニバーサルデザイン推進事業

のスパイラルアップ（点検・評価・改善）

世田谷区

令和7年7月

令和6年度ユニバーサルデザイン推進事業
のスパイラルアップ(点検・評価・改善)

目次

1	主旨	4
2	令和6年度スパイラルアップの経過	4
3	世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会における 審議結果及び講評・提案	5
1	第9期部会委員の構成と検討した施策・事業名	5
2	検討の経過	6
3	全体の講評	7
4	第1部会および各グループの講評	7
5	第2部会および各グループの講評	9
4	25の施策・事業の点検結果等	13
No. 1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	14
No. 2	ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催	17
No. 3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人が 参加できる取組みの推進	22
No. 4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践	25
No. 5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用	27
No. 6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進	29
No. 7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進	32
No. 8	分かりやすいサインの整備推進	34
No. 9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	37
No. 10	住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発	40
No. 11	高齢者・障害者の住宅改修支援	42
No. 12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進	44
No. 13	災害時に使えるトイレの整備推進	46
No. 14	公共交通等のサービスの充実	48
No. 15	歩きやすい道路環境の整備	51
No. 16	自転車の安全な利用の啓発	53
No. 17	自転車通行空間の整備	56
No. 18	放置自転車等をなくす取組み	58
No. 19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備	61

No. 20	だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進	63
No. 21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	66
No. 22	多様な情報媒体の普及・活用の推進	68
No. 23	災害に備えた区民参加による取組み.....	71
No. 24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及.....	74
No. 25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進	77

1 主旨

世田谷区は、ユニバーサルデザイン(以下一部 UD とする。)の考え方に基づき、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境をつくりだしていくため、平成19年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定しました。

その理念を具現化していくために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定して、目標、基本方針のもとに6年間の各施策・事業を実施してきました。

ユニバーサルデザインに対する関心が高まり、生活環境整備の質の向上とともに、整備されてきた社会資源の活用への要求といった社会的背景及び推進計画の施策・事業の取組みの積み重ねを踏まえ、平成27年に「推進計画」の内容を見直し、「推進計画(第2期)」を策定しました。「推進計画(第2期)」は、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画とし、前期計画(平成27年度から平成30年度)、後期計画(令和元年度から令和4年度)、調整期間(令和5年度から令和6年度)ごとに中間見直しを行い推進します。

「推進計画」において、ユニバーサルデザイン推進事業の取組みについて、スパイラルアップ※1(点検・評価・改善)の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざし、ユニバーサルデザインの質の向上を図ることとしています。具体的には、「推進計画(第2期)後期」の25の施策・事業を年度ごとに各関係部署で点検・評価を行い、区民意見をいただき、ユニバーサルデザイン環境整備審議会からの講評・提案に基づき、次年度以降に改善を行っています。

2 令和6年度スパイラルアップの経過

令和7年	1月	事務局で事業の進捗状況集約
	3月	令和6年度第2回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会
	4月・5月	令和7年度第1回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会
	6月	令和7年度第1回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
	7月	区のホームページ掲載(区のおしらせ7月15日号掲載)

※1 [スパイラルアップ]:「点検⇒事後評価⇒改善・事業への反映」の手順を繰り返し、ユニバーサルデザインのまちづくりへ継続的な発展をめざす方法のこと。

3 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会における 審議結果及び講評・提案

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」に掲げている25の施策・事業を対象に、本計画の最終年度である令和6年度の取組みの成果について世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の2つの部会で検討しました。

検討の結果は、施策・事業を10のグループに分け、「令和6年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)への講評・提案」としてとりまとめました。この講評・提案は、今年度よりスタートした新しい推進計画(第3期)の策定の経過を踏まえつつ作成されたものです。推進計画(第2期)で得られた経験・成果・課題が第3期計画の推進に活かされるよう、幅広い視点からの意見を取り入れながら、スパイラルアップが継続的・発展的に実践されることを望みます。

近年のめまぐるしい社会情勢の変化を背景に、区のUD推進にはこれまで以上に進化のスピードを伴う対応が求められます。より多様化する当事者ニーズ、新しい技術革新などの動向を見据え、だれもが暮らしやすい生活環境整備に向けた取組みが進められることを、区民が生活の中で実感できるような計画推進が今後展開されることを切に願います。

令和7年6月28日
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
第9期 会長 稲垣 具志

1 第9期部会委員の構成と検討した施策・事業名

【 第1部会＝「区民協働・担い手づくり」、「区立施設(建築)整備」、「公共交通等」、「区道等整備」、「区立公園整備」 】

No.	委員氏名	担当した施策・事業名
1	いながき ともゆき 稲垣 具志 (部会長)	3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進 8 分かりやすいサインの整備推進 12 災害時利用も含めた学校施設の整備推進 14 公共交通等のサービスの充実 15 歩きやすい道路環境の整備 16 自転車の安全な利用の啓発 17 自転車通行空間の整備 18 放置自転車等をなくす取組み 19 規模や特性に応じた公園緑地等の整備 25 職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
2	こじま なおこ 小島 直子	
3	ばん ますみ 坂 ますみ	
4	すずき まさお 鈴木 政雄	
5	いりえ さちこ 入江 彩千子	
6	にごりさわ まさし 濁澤 雅	
7	うえだ ときわ 上田 ときわ	
8	きむら けいこ 木村 圭子	

【 第2部会 = (「普及啓発」、「ユニバーサルデザイン情報の蓄積」、「民間施設等へのユニバーサルデザイン支援」、「情報発信」、「災害対策」) 】

No.	委員氏名	担当した施策・事業名
1	はしもと みめ 橋本 美芽 (部会長)	1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催 5 ユニバーサルデザインライブラリー※2の活用 9 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 10 住宅関連イベントにおける 住宅のユニバーサルデザインの普及啓発 11 高齢者・障害者の住宅改修支援 13 災害時に使えるトイレの整備推進 20 だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの 環境の整備推進 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進 23 災害に備えた区民参加による取組み 24 ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及
2	はやかわ かつみ 早川 克美	
3	てらうち よしのり 寺内 義典	
4	やまがた しげと 山形 重人	
5	すずき ただし 鈴木 忠	
6	ほんだ ただまさ 本多 忠雅	
7	かしわ まさやす 柏 雅康	
8	すだ かずたか 須田 和孝	
9	たに せいこ 谷 聖子	

2 検討の経過

	第1部会 (「区民協働・担い手づくり」、「区立施設(建築)整備」、「公共交通等」、「区道等整備」、「区立公園整備」)	第2部会 (「普及啓発」、「ユニバーサルデザイン情報の蓄積」、「民間施設等へのユニバーサルデザイン支援」、「情報発信」、「災害対策」)
令和6年度第2回審議会部会	令和7年3月13日(木曜日)	令和7年3月4日(火曜日)
令和7年度第1回審議会部会	令和7年5月2日(金曜日)	令和7年4月21日(月曜日)
令和7年度第1回審議会	令和7年6月16日(月曜日)	

※2 [ユニバーサルデザインライブラリー]:ユニバーサルデザインの情報(これまでの取組み)を世田谷区都市デザイン課ホームページ上に蓄積(データ化)したもの。トイレマップ、普及啓発冊子、ユニバーサルデザインを取り入れたイベントなどを紹介しています。令和3年度より名称を「ユニバーサルデザイン情報」に変更した。

3 全体の講評

令和5年度から6年度の「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」第2期の調整期間では、推進計画(第2期)後期から引き続き、3つの目標を掲げています。1つ目は「公平な社会づくり」、2つ目は「ユニバーサルデザインのまちづくり」、3つ目は「区民参加でまちづくり」です。

まず、職員を対象としたUDに関する研修が実施されていることについて高く評価できます。今後も広く継続的に展開されるとともに、受講者の日々の業務における適用状況やその効果・課題について検証される必要があります。

また、建築物、道路、公園などの施設整備や情報発信にあたっては、引き続き当事者の意見を取り入れた参加型のアプローチが維持されなければなりません。特に代表的な公共施設である本庁舎整備においては、審議会との丁寧な情報共有によるUDの推進が求められます。実際のニーズや困りごとに直接耳を傾け、区民生活の各現場における特有の実情に合わせた対応がなされることを期待します。その際には日常時だけではなく災害発生状況下での多様な対応も想定して検討する必要があります。

さらに、情報発信の手段を増やすだけでなく、障害者、子どもやデジタルツールを使い慣れない高齢者、外国人などを含む多様な人が、希望する情報にアクセスしやすい環境を作ることも重要です。

今後も、「世田谷のUD」に関する認知・理解を促進し、心のバリアフリーを強力に推進するために、普及啓発冊子の更なる活用、UDサポーターとの協働、学校・社会福祉協議会等との連携といった、区内の様々な資源・制度を有効に機能させながら、区民意識の醸成がより一層進むことを願います。そして、子育て関連設備の世代・性別を問わない利用や個人利用に代表されるような、当初は想定されていなかった新しい視点についても現状を把握し、あらゆる人々を受け入れられるUD環境整備が実践されることが求められます。

令和7年度から「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)」が始まりました。令和6年度までの第2期計画のスパイラルアップの講評を踏まえ、多様な属性・世代の視点にたち、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に資する事業を展開していただくことを望みます。

4 第1部会および各グループの講評

第1部会の講評

第1部会では12の施策・事業(No. 3, 6~8, 12, 14~19, 25)を「区民協働・担い手づくり」、「区立施設(建築)整備」、「公共交通等」、「区道等整備」、「区立公園整備」、の5グループに分け、取り組み状況を確認いたしました。

UDの職員研修は受講して終了ではなく、その後の業務における気づきをフィードバックする仕組みによって、さらに効果的な研修となりUDの観点から生活環境の整備が担保されることを期待いたします。

公園整備では、区民と協働した取組みを継続的に展開している点が評価できます。道路整備や学校、小規模の施設整備などにおいても、条例やマニュアルへの基準適合だけではなく、当事者の意見に耳を傾けて多様なニーズにより柔軟に対応できるよう努めてください。特に今後の本庁舎整備においては審議会との双方向の情報共有により、インクルーシブなデザインの

検討が推進されることを期待します。また、区民との協働においては、UDアドバイザー^{※3}やUDサポーターが活躍する機会が多く設けられるように努めてください。

公共的施設での子育て支援環境の整備について、あかちゃんスペース等が親子での利用だけでなく、単独で利用するニーズにも応えられる場として整備が進むことを期待いたします。

デマンド型交通^{※4}の導入により交通不便地域における移動困難者の移動手段の確保が進んでいることが評価できます。既存の公共交通の車両では利用が困難な人たちの日常のモビリティを確保するために、福祉タクシー^{※5}等の利用実態も踏まえながら、有効な移動支援策を引き続き検討してください。

また、自転車関連の施策については、ユニバーサルデザインの視点から取組みの実施、評価を行うとともに、新たなモビリティの利用実態に即した対策を検討してください。

区民協働・担い手づくり(No. 3, 25)

UDアドバイザー派遣においては、業務内容に応じて建築の専門家だけではなく、作業療法士、理学療法士や社会福祉士、介護支援専門員など、医療や福祉の実務にかかわっている専門家との連携についても検討してください。

UDサポーターの活動について、ステップアップ講座でスキルアップを図るとともに、「ユニバーサルデザイン」という言葉や内容がさらに区民に伝わるよう、UDサポーターと区が連携して取り組んでいただくことを期待します。

職員のユニバーサルデザイン研修について、UDの施設整備に関する研修を継続して行っていることが評価できます。今後は、講義やフィールドワークでの気づきに基いて具体的な課題解決を考える研修プログラムを検討し、研修生が業務にどのように活かしているか追跡アンケートにより実施し、その成果と課題を確認してください。

区立施設(建築)整備(No. 6, 7, 8, 12)

区施設の改築では、条例やマニュアルへの適合確認だけではなく、その施設を利用する区民等の参加により、現場における多様なニーズへの柔軟な対応方法を検討してください。特に学校改築の際は、UD教育や災害時利用等を考える機会ととらえ、当事者としての子どもたちの意見を最大限に尊重するとともに、保護者や地域の意見を取り入れた整備内容を検討してください。また、視覚障害者を対象とした案内システムについては、さまざまなシステムの長所・短所を整理するなど、区の公共の立場から俯瞰的な検討を期待します。

子育て支援環境の整備については、あかちゃんスペース等を授乳やおむつ替えの時だけではなく搾乳時等に単独でも利用できる場所として個室空間を活用できることが大切です。ピクトグラム等の表示を工夫するなど、性別・年齢を問わずだれもが利用しやすいスペースとなるよう工夫してください。

※3 [UDアドバイザー]:ユニバーサルデザインに関する実務経験や専門知識を有する者。区民等が自主的に行う生活環境の整備への支援や、区が行う公共的施設の利用に関しての評価及び助言等を行う。

※4 [デマンド型交通]:決められたルートとダイヤで運行する従来の定時定路線型ではなく、利用者の事前予約に対応し、予約された乗降ポイントのみを經由してフレキシブルに運行する公共交通。

※5 [福祉タクシー]:道路運送法第4条福祉輸送限定の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送。「介護タクシー」とも呼ぶ。

本庁舎整備については、第1期運用の中で得られた意見を第2期・第3期のUD環境整備に活かしている点が評価できます。第2期・第3期の今後の整備においても、引き続き審議会との双方向の情報共有を基本として、全国の先駆けとなるようなインクルーシブな本庁舎のデザインを実現してください。

公共交通等(No. 14)

デマンド型交通の導入により交通不便地域における移動困難者の移動手段の確保が進んでいることが評価できます。デマンド型交通の車両の選定や運用においてユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、ストレッチャータイプの車椅子利用者等の既存車両では対応が困難な人のモビリティの在り方を、「そとで^{※6}」や福祉タクシー等をはじめとした福祉移動サービスに関連する取組みとの連携を念頭に、利用の実態を踏まえて検討してください。

区道等整備(No. 15, 16, 17, 18)

道路環境の整備には、施設整備マニュアルへの適合状況だけではなく、当事者参加による点検などを行い、意見を取り入れることを期待します。また、次期計画においても、無電柱化の取組みが継続されることを期待します。

大人の自転車利用者向けの交通安全教室を、身近な児童館やおでかけ広場でのイベントと連携して取り入れ、育児や家事、仕事に従事する世代にも広く受講していただく工夫をしていることが評価できます。子どもから大人まで幅広い年齢層に向けた講習を展開するとともに、今後は、企業向けの講習等も検討いただき、電動キックボード等の新たなモビリティに関する安全も加味した啓発を行ってください。

なお、従来の取組みの継続により、放置自転車の減少や、自転車通行空間の整備が進んだことは評価できます。今後は、各種自転車関連施策をユニバーサルデザインやバリアフリーの視点から、地域や当事者組織との連携より実施し、その効果についての報告を期待します。

区立公園整備(No. 19)

区民が主体となり、区民意見を取入れながら、UDを意識した公園整備を行ったことが評価できます。

今後も、だれもが使いやすい遊具の設置や、緩やかな勾配の園路などの周知等を積極的に行い、事前に「利用できる公園であるか」を、利用したいと思う多様な人たちが確認できるよう、情報を公開していただくことを期待します。

5 第2部会および各グループの講評

第2部会の講評

第2部会では、12の施策・事業(No. 1, 2, 5, 9~11, 13, 20~24)を「普及啓発」、「UD情報の蓄積」、「民間施設等へのUD支援」、「災害対策」、「情報発信」の5グループに分け、取り組み状況を確認いたしました。

※6 [そとで]:特定非営利活動法人せたがや移動ケアが運営する世田谷区福祉移動支援センターの名称。「そとで」では、杖、車いす、ストレッチャーで乗車できる車両の手配、おでかけに関する相談対応等を行っている。利用者からの直接予約、相談機関からの依頼等に対応している。

普及啓発冊子「世田谷UDスタイル^{※7}」は、安定したユニバーサルデザインの普及啓発事業として定着していることが評価できます。バックナンバーを紹介したチラシ等を活用し、民間施設への補助制度の周知も含め、さらにUDを広く普及する方法を検討してください。

学校や社会福祉協議会等と連携した小学校への出張講座により、児童の学習を深めるための工夫をするとともに、他の世代への普及啓発を進めていくことを期待します。

区の職員を対象としたさまざまな研修について、研修を実施するだけでなく、継続することにより職員の一層の接遇向上に務めることを期待します。

区ホームページは、当事者の意見を反映してリニューアルを行ったことが評価できます。災害時のポータルサイトの整備・活用やベンチ情報のデジタルマップ化、UDの整備事例集の更新など各所管によるさらなるコンテンツの充実を期待いたします。

マンホールトイレは、車椅子利用者だけではなく、女性や乳幼児連れ親子など多様なニーズに対応できるよう整備するとともに、衛生面や安全面なども引き続き検討してください。外国人向けの防災情報の提供方法や防災知識の普及啓発等について関係所管課と連携し、取組みを推進していくことを期待します。

普及啓発(No. 1, 2, 10)

世田谷UDスタイルの発行、配布について、安定したユニバーサルデザインの普及啓発事業として定着していることが評価できます。バックナンバーが閲覧できる二次元バーコードを掲載したチラシの配布は、幅広い年齢層への周知方法として有効な取組みであることから、「No.5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」での図書館展示や多様なイベントでの活用など、広く展開することを期待します。また、UDを知らない方々の興味関心を高められるように、SNS 等でUDの具体的な事例を写真で取り上げたり、普及啓発冊子の一面をSNS等に掲載する等、効果的な方法を検討してください。

小学校へ出張講座について、学校や社会福祉協議会等と連携することで、児童がUDや福祉体験を学ぶ機会が増えていることは評価できます。引き続き、児童の学習を深めるよう工夫するとともに、小学校に限らず、中学校・高等学校へも今後は出張講座を実現するよう検討をしてください。さらに、他の世代への普及啓発を進めていくことを期待します。

住宅関連イベントにおける普及・啓発については、セミナーで住宅改修に関するアンケートを実施し、UDの普及啓発冊子の配布を行ったことが評価できます。今後は、アンケート結果を活用するとともに、どのような「困りごと」があるのかを把握する工夫をしてください。

冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」については、住宅改修に活用できる情報を掲載するなどの改訂を進めてください。様々な機会を捉えて、マンションであれば居住世帯数に応じた部数を配布する等の工夫をするよう努めてください。

ユニバーサルデザイン情報の蓄積(No. 5, 20)

ホームページについて、整備事例集の更新により、施設利用者や設計に携わる事業者および区職員にも活用いただけるよう、継続して情報を蓄積し、より充実したものになることを期待します。また、必要な情報にたどり着きやすいようホームページに工夫を行い、利便性を向上した点が評価できます。今後は検索システムの対応など、一層の改善に期待します。また、閲覧数がどれくらい伸びているのかを継続して確認してください。

図書館のテーマ本展示について、子どもたちの閲覧の様子や反響を確認し、今後はその内容を最大限活かすことを期待します。さらに、中央図書館だけではなく、区内全域 16箇所図書館及び5箇所の図書室でも展開できるよう検討を行ってください。また、関連する施策・事業(No.1の

※7 [世田谷 UD スタイル]:毎年テーマを変え、年1回発行する UD の普及啓発冊子。多くの方がまちを快適に利用するための工夫や配慮を、自分自身の日常の暮らしに取入れ実践していくための工夫を、冊子にまとめ、発行している。

ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及)との連携を図るとともに、展示の周知方法を検討してください。

区民が外出しやすくなるためのベンチ情報について、集積したデータのオープンデータ化等を利用し、データの活用を幅広く広げるとともに、区のお知らせを活用して情報発信するなど、より具体的、効果的かつ効率的なデータの集約や活用についても検討してください。

ベンチ情報のマップ化については、関連部署との連携やベンチ設置状況の調査結果を取りまとめ、地図上でその全体像が把握できる状態、さらに情報のデジタルデータ化まで進めていくことを期待します。

民間施設等へのユニバーサルデザイン支援(No. 9, 11, 24)

民間施設への補助制度の周知について、SNS等の活用では、周知の目的や誰に向けた発信なのかを見極め、検討して下さい。今後は、検討結果をもとに新たな周知方法を取り入れることで、補助制度の周知や活用が増えること、さらに、促進地区内の商店街への点字メニュー・簡易スロープ等の助成案内や、インバウンド^{※8}に対応した商店街等への支援等も引き続き行っていくことで、ユニバーサルデザインに基づく改修が促進されることを期待します。

障害者の住宅改修について、助成制度に携わる職員向け研修を行ったことが評価できます。区民に補助制度を周知するだけでなく、それを説明する側の職員も深く理解することで、初めて実現性の高い相談になります。職員が異動しても区民へ影響がないように、定期的な研修を行ってください。

障害福祉体験研修について、採用1年目の区の職員に行うことで、職員の接遇向上に繋がる非常に重要な研修であることから、継続して実施するとともに、その内容をより充実させるための時間やプログラムの検討を期待します。また、採用2年目以降の職員向けの研修も必要です。より積極的に関わる姿勢を持てるように内容を検討し実施することを期待します。さらに、研修を受講して終了ではなく、心のバリアフリーについて「自分がどのような行動をするか」までを落とし込めるような研修になることを期待します。

災害対策(No. 13, 23)

令和6年度中に54箇所のマンホールトイレの使用点検および周知を行ったことは評価できます。今後は、車椅子利用者だけでなく、女性や乳幼児連れ親子など多様なニーズに対応できるよう整備するとともに、衛生面や安全面なども引き続き検討してください。また、実際に利用できる状況を整えるためにソフト面における対応についても検討してください。

災害時、利用可能なトイレの情報は大切です。マンホールトイレだけでなく、学校等の公共施設のトイレについても災害時に利用できるよう、No.20だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進との連携を検討し、情報の提供方法として、防災ポータルサイトの整備及び活用に期待します。また、トイレだけでなく、公衆電話の設置場所等、災害時に必要となる情報についても、提供できるよう検討してください。

防災塾や防災訓練の開催について、地域に根差した地道な活動を行っていることが評価できます。避難行動要支援者への情報提供や支援についても重要であるため、今後はそうした視点からの報告を期待します。

※8 [インバウンド]:訪日外国人観光。

外国人向けの情報提供等について、多言語対応に取り組んでいることが評価できます。引き続き関係所管課と連携し、効果的な防災知識の普及啓発のさまざまな取組みを推進していくことを期待します。

情報発信(No. 21, 22)

情報のユニバーサルデザインガイドラインについて、継続して職員研修でガイドラインを活用していることは評価できます。区職員だけではなく、民間事業者への普及についても引き続き取り組んでください。また、どのように配布するのか、どういった場で活用することが効果的なのか等、職員研修でのアンケートを継続して行い、その結果も活用して検討し、更なる普及へつなげてください。

多様な情報媒体の普及・活用について、区ホームページのリニューアルに際し、試作段階で高齢者や視覚に障害のある方に操作してもらい、その意見を反映したうえで本格稼働し、だれもが使いやすいホームページになるよう取り組んだことが評価できます。今後もより良いホームページになるよう更新を継続し、さらに多くの方々が内容を理解できるよう、手話の動画など様々な方法を取り入れることを期待します。

また、意見募集の際などには、区民からの情報発信方法の多様化を進め、だれもがサービスを利用できるよう取組みを進めてください。

4 25の施策・事業の点検結果等

- 1 (重点的な事業)
ユニバーサルデザイン的生活スタイルの普及
- 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催
- 3 (重点的な事業)
ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の
活躍の場を広げ、多くの人が参加できる取組みの推進
- 4 ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践
- 5 (重点的な事業)
ユニバーサルデザインライブラリーの活用
- 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進
- 7 ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進
- 8 分りやすいサインの整備推進
- 9 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
- 10 住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発
- 11 高齢者・障害者の住宅改修支援
- 12 災害時利用も含めた学校施設の整備推進
- 13 災害時に使えるトイレの整備推進
- 14 公共交通等のサービスの充実
- 15 歩きやすい道路環境の整備
- 16 自転車の安全な利用の啓発
- 17 自転車通行空間の整備
- 18 放置自転車等をなくす取組み
- 19 規模や特性に応じた公園緑地等の整備
- 20 だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進
- 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
- 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進
- 23 災害に備えた区民参加による取組み
- 24 ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及
- 25 職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通でのベビーカー利用の広がり、多機能トイレの普及等に伴い、利用者同士が公共空間を気持ちよく使うための工夫が社会的に求められてきている。 ・ユニバーサルデザインの考え方や意味が広く区民に共有されていくように、ユニバーサルデザインにより整備されたまちの施設・設備等の意味を伝え、適切な利用や上手に使いこなす方法・工夫等を広める。
取 組 みの 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間を多様な人が快適に使いこなす工夫を集め、ユニバーサルデザインにつながる幅広い情報をテーマに沿って冊子等に分かりやすく編集し発信する。 ・SNSによる情報発信を試みる。 ・全施策・事業と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●テーマに沿った区民参加による取材及び冊子の作成			
	→			
取組み	●民間事業者等との協力した配布10,000部			
	→			

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

【世田谷 UD スタイル第11号の編集】

- ・ 今年度の冊子のテーマは「移動の UD でわくわくするまちせたがや」とした。ワークショップで、移動の UD をテーマにまち歩きや講演、意見交換を実施し、冊子にまとめた。

【世田谷 UD スタイル第11号の発行、配布】

- ・ 昨年度に引き続き、印刷部数を8,000部とした。
- ・ 令和7年3月に発行した。主な配布先は次のとおり。
区施設は、出張所、まちづくりセンター、図書館、児童館、小中学校など。
民間施設は、区内大学、社会福祉協議会など。
残部は年間を通してイベント、小学校の出張講座、視察対応など様々な場で活用する。
- ・ 幅広い世代に読んでいただけるよう、区のお知らせ、X(旧Twitter)、Facebook、本庁舎のデジタルサイネージで掲示した。
- ・ UDスタイルの紹介チラシを作成した。

【過年度分の世田谷 UD スタイル配布】

- ・ 出張講座やイベント等、他の事業と連携し配布した。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

【世田谷 UD スタイル第11号の編集】

- ・ 表紙はインターンシップの学生より案をいただき、デザインの一部に取り入れた。
- ・ 区民参加の編集会議を実施し、参加者6名から表紙や内容について多くのご意見をいただいた。できる限り文章量を削減し、読みやすい日本語を意識して作成した。
- ・ 2から3ページは、見開きですごろくのような構成とし、視覚的にも楽しめるデザインにした。せたっち^{*9}の家から区役所までの道のりにある UD の整備を紹介している。

【世田谷 UD スタイル第11号の発行、配布】

- ・ UDスタイルの紹介として、今までに発行した号を1枚にまとめたチラシを作成した。イベント等で、冊子を置くスペースが無い場所や残り部数が少ない場合でも、紹介チラシにある二次元コードからHPに飛べるようにすることで、全ての号に関心を持ってもらえるようにした。
- ・ 昨年度同様にタブレット等でホームページを閲覧することなども考え、小中学生でも親しみやすいよう、せたっちと仲間たちが各ページを簡単に解説するようなページとした。

【過年度分の配布】

- ・ ユニバーサルデザイン関連以外のイベントで配布することで、ユニバーサルデザインを知らない層にも周知することができた。こどもの来場が多いイベントでは、公園をテーマにした号を配布し、ユニバーサルデザインの工夫を身近に感じてもらうようにした。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

【世田谷 UD スタイル第12号の編集】

- ・ ワークショップの開催と冊子の発行をセットで進めることで連続性のある事業展開をしていくことを今後も継続していけるよう方法を検討する。
- ・ アンケートの意見等も取り入れながら、掲載内容の検討を続ける。

*9 [せたっち]:世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター。

【世田谷 UD スタイル第12号の発行、配布】

- ・ 出張講座や他のイベント等とも連携し、幅広い年齢層から関心を持ってもらえるように配布方法を引き続き検討する。

■ 施策・事業概要

No. 2	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催
所 管 部	総合支所、スポーツ推進部、障害福祉部 子ども・若者部、都市整備政策部、教育政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民、事業者、大学、区が協働し、ユニバーサルデザインを広める。様々なイベントと連携したユニバーサルデザインの普及・啓発の機会をつくりだす。 ・ 児童・生徒・学生をはじめとして多様な場でユニバーサルデザインの考え方、取り組みの事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進める。
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発のイベント等は、当事者を交えた区民、事業者、区の参加・交流の場として運営する。 ・ 様々なイベントに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることを促すよう、「イベントのユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、普及をはかる。 ・ イベント開催時の手話通訳者派遣、ひととき保育の提供等を進める。 ・ 小学校等へ出張講座を区民の協力者と共に行うとともに、タブレット等の多様なツールの活用をはかる。 ・ ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子を、子どもや若者の視点等を入れ、内容を充実させ、小学校等へ出張講座や職員研修、区民や事業者の勉強会にて合わせて配布する。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取り組みの推進」と連携して実施する。 ・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
取組み	●ユニバーサルデザインの推進に関わる団体の交流や広くユニバーサルデザインを学び合うイベントの開催				
	→				
	●ユニバーサルデザインに配慮したイベントの紹介				
	→				
	●小学校等へ出張講座の実施 10校				
	→				
	●他団体(社会福祉協議会等)と連携した取組み				
	→				
	●区民講師等の育成・派遣事業の検討	⇒区民講師等の育成事業の実施	⇒区民講師の派遣	→	
	●ユニバーサルデザイン出張講座での配布				
	→				
	●啓発イベントでの配布				
→					
●民間事業者等の事業での配布協力					
→					
●区に関わるイベントでユニバーサルデザインを進める取組みを加えていく。 (車椅子利用者対応の仮設トイレの設置、授乳コーナーの設置、手話通訳者派遣やひととき保育等)					
→					

区の令和6年度の実績

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ UDを取り入れたイベント
3ヶ月に一度ずつ、区が主催のイベントでUDの工夫を取り入れたものをホームページで紹介した。93件。(R6.4月～R7.3月)
- ・ 区民向けワークショップ等
今年度はUDワークショップ(2回で1セット)を実施した。
UDワークショップは「安心してお出かけ、ワクワクするまち～移動で困っていることって、なに?～」と題し、まち歩きや講演を通じて整備が進んでいても目的地まで行く道のりにはまだまだたくさんのバリアがあることを学び、みんなが暮らしやすいまちになるよう考えた。
応募者:20名、参加者:【1回目】17名、【2回目】13名)
- ・ 小学校への出張講座(参加:約355名)
(赤堤小)(桜小)(千歳小)
UDのまちづくりについて講義を行った。講義前には、事前学習用にUD関連のパンフレットを配布し、講義終了後に、世田谷区UD普及啓発キャラクター“せたっち”のふせんを配布し、UDに親しんでもらった。社会福祉協議会の車いす・白杖体験とあんしんすこやかセンターの認知症理解のための講義を別で行うことで、児童全員が一度は講座や体験ができるようにした。
- ・ 冊子の配布
小学校への出張講座では、UD普及啓発冊子「ユニバーサルデザインって何だろう?」「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」「みんなが嬉しくなるお店」「世田谷UDスタイル10号」を予習や復習で使えるよう配布した。また、UDワークショップや関連イベント等でも積極的に普及啓発冊子を配布した。

子ども家庭課

- ・ 赤ちゃんテント
「授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント」の貸出し。令和6年度貸出実績3件。
区ホームページで紹介。
- ・ ひととき保育
ひととき保育の提供258件。保育者研修の実施(32名参加)

烏山街づくり課

- ・ UDスタンプラリー実行委員会主催「UDスタンプラリー」の開催
烏山区民センター(広場と会議室)で、スタンプラリーを開催した。ノンステップバス乗車体験、車椅子体験、点字名刺作り、アイマスク体験、手話でおしゃべり、ポッチャ体験、介助犬のお話、デフリンピック^{※10}の情報コーナーなど、盛りだくさんのイベントとなった。アンケートの回答では、普段できない体験ができた等、評価をいただくコメントも多かった。また、学生ボランティアの活躍や、関東運輸局や小田急バス、東京都の協力を得ながらの開催となった。10月26日(土)12時～15時 会場:烏山区民センター(参加者150名程度)

スポーツ推進課

- ・ ポッチャ世田谷カップを開催した。(35チーム参加)
- ・ 世田谷 de ポッチャを開催した。(427名参加)

※10 [デフリンピック]:耳の聞こえないアスリートのための競技大会。4年ごとに夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれる。

- ・ 世田谷246ハーフマラソンを実施した。(1,802名参加)

② 評価 工夫や苦勞した点 都市デザイン課

- ・ UDを取り入れたイベント
定期的にUDの工夫を取り入れたイベントの庁内調査をすることで、職員のUDに対する意識向上に繋がるとともに、施設管理者にどういったバリアフリー整備があるか認識していただき、より多くの方が参加できるイベントが増えるよう、調査およびホームページ紹介を昨年度に引き続き継続して行った。
- ・ 区民向けワークショップ
ワークショップの参加募集は、電話、ファクシミリの他に web フォームからも申し込めるようにし、利便性を図った。
第1回は、「移動のUD体験ツアー」をテーマに区役所周辺のまち歩きを実施した。車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者とともに世田谷線の乗車や松陰神社参道商店街で買い物をして、UDの整備を発見した。
第2回は、「移動のUDを進化させるために」をテーマにUDの講演と意見交換を実施した。盲導犬ユーザー、車椅子使用者に講演いただき、みんながまちを楽しく歩ける方法を考えた。
情報保障として、文字通訳者、手話通訳者を派遣した。また、まち歩き中も情報が途切れる事のないよう、講師にピンマイクをつけ、スマートフォンに文字情報を表示できるよう取り組んだ。
ワークショップの内容を冊子「世田谷UDスタイル第11号」(NO.1参照)にまとめ、情報発信を行った。
- ・ 出張講座
講義内容をわかりやすい表現に改めた。UDをより身近に感じて学べるよう各小学校の近くの子どもたちの身近な施設である公園や児童館、駅などを題材にした。子どもたちが飽きずに楽しく学べるよう、点状ブロックやUD自動販売機についてのクイズを行い、クイズ以外にも質問形式をとり入れるなど工夫した。依頼から実施まで期間が短い学校もある中でも講義内容に子どもたちの身近な施設の紹介を入れることで、興味と理解を深められるよう工夫した。

子ども家庭課

- ・ 赤ちゃんテント
貸出物品が多いため、持ち出しやすいよう工夫。
ちらし裏面に物品一覧を写真掲載し、イメージが持てるように工夫。
- ・ ひととき保育
ひととき保育者研修については、会場参加又は動画又は書面による受講を選択可能とすることで、動画視聴する環境がない方も受講できるようにし、介護中等それぞれの生活様式に合わせた参加が可能となった。
また、地域で活動しているので、地域のコーディネーターについて知ってもらう内容を取り入れた。

烏山街づくり課

- ・ 昨年度追加した盲導犬のブースを介助犬のブースに変更するとともに、障害のある当事者の方と触れ合うブース(UDあっちむいてほい)を追加した。
また、昨年度に引き続き、学生ボランティアにお手伝いを依頼したところ、楽しんで参加してもらえたようだった。しかし、時間が限られていたこともあり、事前のレクリエーションの

時間が十分に取れなかったり、他のブースの体験や、スタッフと学生ボランティアとの交流が活発にできなかったりした。来年度は、体験や事前準備も考慮したスケジュールを組む、学生ボランティアに事前に出前講座を行うなどの工夫を検討したい。

スポーツ推進課

- ・ ボッチャ世田谷カップ・世田谷 de ボッチャでは、募集・周知チラシに音声コードを印字した。また、車いすでの来場者へ向けて、来場動線の確保や案内、駐車場確保をおこなった。
- ・ 世田谷246ハーフマラソンのチラシは、二次元コードを貼付し、携帯電話から各種ページへ申し込みやすいようにした。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ UDを取り入れたイベント
継続的にHPにてUDの工夫を取り入れたイベントの紹介を続ける。
引き続き調査に関する案内文を工夫し、バリアフリー整備がある施設にはHP等で設備に関する案内を掲載していただけるよう促す。
- ・ 区民向けワークショップ
ワークショップは、より多くの区民に関心をもってもらえる企画になるよう、テーマ設定等
を検討し進めていく。また、幅広い年代に参加いただけるよう周知や申込み方法についても
検討を続ける。
イベント等の実施の際は、UDサポーターの方々に参加・協力いただき、より充実したイベ
ントとなるように工夫していく。
- ・ 出張講座
子どもたちがより楽しく学べるよう、わかりやすい講義資料づくりや体験型を取り入れた
り、UDサポーターに協力依頼するなど講義を工夫していく。
- ・ 引き続き、学校の意向を聞きながら、社会福祉協議会等と連携し出張講座を行う。
- ・ 冊子
継続的に出張講座やイベント等での配布を行っていく。
次年度出張講座に向けて、出張講座紹介チラシを作成する。

子ども家庭課

- ・ 赤ちゃんテント
「授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント」貸出の周知に努めていく。
感染症に配慮し、おむつ替えマットやシートを活用し対応を図っていく。
- ・ ひととき保育
引き続きひととき保育を安心して利用できるように、安全性確保の徹底、状況に応じた対
応をしていく。

烏山街づくり課

- ・ 引き続き、多くの方達と繋がり(特に、近隣の蘆花高校、世田谷泉高校、今回参加してくれた
国士館大、佼成学園などの若い年代のボランティアの参加など)、普及啓発の機会の拡大に
向けて、区民との協働により取り組んでいく。また新たな内容についても適宜イベントに盛
り込んでいく。

スポーツ推進課

- ・ 募集・周知チラシ等への音声コード印字を継続し、各種事業を継続的に行っていく。
- ・ 広く区民に取組みを知ってもらい参加者を増やせるよう周知に努めていく。

■ 施策・事業概要

No. 3	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに関わる事業や区民の活動について、専門家、利用者や当事者、普及に携わる区民等、多くの人に関わってもらい、質の向上をはかる。 ・UDアドバイザーの派遣を他のUD推進事業とも連携させることで、事業全体の質の向上をはかる。
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに取り組む人の育成のための講座を実施する。講座では当事者との交流、体験を組込む等の工夫をする。 ・専門家としての「UDアドバイザー」と「ニーズを伝える利用者・当事者」「ユニバーサルデザインの普及・推進に携わる区民」など多様な人がUD推進事業において活躍できる場をつくる。 ・UDアドバイザーを派遣し、UD検討会を行い整備された施設の検証を実施する。 ・全施策・事業と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●UDアドバイザーの派遣 →			
	●区民講師等の育成講座の検討	⇒講座の実施	⇒区民講師の活躍の場づくり →	
	●UDに取り組むアドバイザー等の交流と技術向上 →			
			⇒UDアドバイザーを派遣した事業の評価・点検	
	●UDアドバイザーの資格要件及び派遣要綱の見直し	⇒検討	⇒見直し	

区の令和6年度の実績

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ UDアドバイザー派遣(UD専門家派遣)
(UD 審議会、区民意見交換会)
UD 推進計画(第3期)案の作成に向けて開催した UD 審議会や区民意見交換会に1名アドバイザー派遣を行った。(計6回)
(職員 UD 研修)
都市デザイン課が主催する職員向け UD 研修に、1名講師派遣を行った。(1回)
(講習会派遣)
世田谷サービス公社のUD講習会へ、1名講師派遣を行った。(1回)
- ・ メール便
UDサポーターなどにUDまちづくりを一緒に進めてもらうためのコミュニケーションツールとしてメール配信(以下「メール便」という。)を実施した。意見交換会の参加者募集、ワークショップの参加者募集、UDスタイル編集会議の参加者募集、UDスタイル第11号発行のお知らせで年4回配信した。
- ・ UDサポーターの活躍の場の設定
区とUDの普及啓発を一緒に取り組んでいただく区民を増やす活動として、令和3年度よりUDサポーター制度を立ち上げた。養成講座2回を実施し、修了した方をUDサポーターとして登録する仕組みとした。これまで令和3年度、4年度の2か年で計40名の方がUDサポーターとして登録いただいた。
今年度は、UDサポーターが区民意見交換会(1回)に4名、UDワークショップ(2回)に9名が参加し、UDイベントでの意見発表やUDスタイルの普及に携わっていただいた。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ UDアドバイザー派遣(UD専門家派遣)
(UD 審議会、区民意見交換会)
UD 推進計画(第3期)案の作成に向けて開催した UD 審議会や区民意見交換会に、UDに関する専門的な知見をもった UD アドバイザーを派遣し、より活発な議論、意見交換が行われるよう努めた。
(講習会派遣)
昨年度に引き続き、世田谷サービス公社が実施した施設監督者・スタッフ向けの UD 講習会に、UD アドバイザーを派遣した。座学と体験を組み合わせた内容とし、体験を通じた「気づき」から、施設の課題を発見、想像する機会とした。
- ・ メール便
メール便で協力や参加をいただくことも多く、協力依頼ツールや連絡・コミュニケーションツールとして十分に機能した。
- ・ UDサポーターの活躍の場の設定
推進計画(第3期)策定のための意見交換会では、複数のテーブルに分かれて参加者とともに意見交換をしていただき、各テーブルで出た意見をまとめてUDサポーターが発表した。
UDワークショップでのまち歩きやグループワークでは、話題を広げて活発な意見交換になるよう進めていただいた。
UDサポーターが、自主的に個人の活動団体でUDスタイル30部を配布し、UDを広げる仲間として普及活動に協力いただいた。
UDサポーターにUD関連のイベント情報の提供を行い、よりUDに関心をもっていただくよ

う周知した。

③ 改善 次年度に向けて 都市デザイン課

- ・ UDアドバイザー派遣
区立施設の計画や設計段階で適宜開催される UD 検討会に UD アドバイザーを派遣し、施設のユニバーサルデザインの質の向上を図っていく。また、ユニバーサルデザイン改修などに高い知識を持った専門家・団体等と協働し、担当所管課が開催する住まいに関するセミナーなどへ、UD アドバイザーを派遣することができる仕組みを検討する。
- ・ メール便
継続的に配信し、区民と協働したUD推進事業の促進に取り組む。都、区、区内活動団体等でユニバーサルデザインに関連する活動の案内等があれば引き続き、適宜情報提供していく。
- ・ UDサポーターの活躍の場の設定
UD サポーターを対象としたステップアップ講座を企画、実施する。UDサポーターの知識や経験を活用し、普及・推進に携わる一員だと実感できるようなプログラム等を検討する。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践
所 管 部	各事業所管部、都市整備政策部
ね ら い	・ UD推進事業の取組みについて、「点検・評価・改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざすスパイラルアップを行い、ユニバーサルデザインの質の向上をはかる。
取 組 みの 方向 性	・ 推進計画の全ての施策・事業について「点検・評価・改善」に取り組み、UD環境整備審議会の講評・提案を踏まえて継続的にスパイラルアップで発展させていく。 ・ 「点検・評価・改善」において、区民、とりわけ利用者、当事者と共に検討して、有効なユニバーサルデザインの実現をめざす。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●全UD推進事業の進捗状況に関する点検・評価・改善の実施			
	→			
取組み	●次年度の重点テーマの設定			
	→			

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 令和5年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)を次のよう
に取り組んだ。
 - 令和6年 3月 令和5年度第3回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会に
て、点検内容を確認した。
 - 令和6年 5月 令和6年度第1回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会に
て、講評提案の作成を行った。
 - 令和6年 8月 令和6年度第3回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会にて、ス
パイラルアップの確認を行った。
 - 令和6年 9月 令和5年度のスパイラルアップの取り組みを公表した。
- ・ 令和6年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)を次のよう
に取り組んだ。
 - 令和7年 1月 令和6年度の点検作業を開始した。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 昨年度検討した施策・事業のテーマ別分類に則り報告を行い、効果的かつ効率的な会の運営
及び講評・提案の作成に努めた。
- ・ 令和7年度から始まる世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)において、令和5年度
のスパイラルアップの講評・提案内容を反映した取り組みとなるよう努めた。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 次年度よりいよいよ世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)がスタートする。現在は
講評から次年度の報告までの期間が短く、講評を反映させることが難しい点もあるため、さら
に効果的なスパイラルアップとなるよう審議会の開催タイミングも含め、進め方を検討してい
く。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用
所 管 部	都市整備政策部、生涯学習部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの情報を蓄積し、活用できるようにする。 ・ユニバーサルデザインについて工夫した整備事例や事業の事例を紹介し、すべての人にとって利用しやすい生活環境の整備の推進をはかる。
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる整備の実績を「収集」「蓄積(データ化)」し、事業者、区民のだれもが情報を活用できるように区民や事業者との連携を進める。 ・新築の施設だけでなく既存改修等、様々な事例を紹介する。 ・ユニバーサルデザイン条例の届出や事前相談等で活用する。 ・今後の事業や整備のスパイラルアップに活かすために、区民、事業者、区職員に向けて積極的な情報提供を行う。 ・ユニバーサルデザインによる整備の実績やユニバーサルデザインに役立つ最新技術の情報収集及び蓄積(データ化)に取り組む。 ・全施策・事業と連携して内容の充実をはかる。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●情報の蓄積			→
	●情報の収集			→
	●情報コーナーでの展示			→
	●図書館での展示			→
				→

区の令和6年度の実施事項

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 昨年度に引き続き、都市デザイン課ホームページに掲載しているトイレ情報・ベンチ情報を継続的に更新した。
- ・ 必要な情報まで容易にたどり着くことができるよう、新たにユニバーサルデザインの取り組み紹介のページを作成した。
- ・ 区立施設のユニバーサルデザインをまとめた「整備事例集」を作成・ホームページに掲載し、区民・事業者のだれもがユニバーサルデザインの整備事例を閲覧できるようにした。
- ・ 引き続き、「とうきょうユニバーサルデザインナビ(東京都が管理する、都内の施設などに関する情報を集約したポータルサイト。)(関連:No.20参照)にトイレ情報のリンクを掲載した。また、双方のホームページで紹介することで、利用者の利便性を図った。
- ・ 東京都の「心のバリアフリー」のホームページに、UDの取り組み紹介のホームページリンクを掲載し、トイレ・ベンチ情報や各取り組みの周知を行った。また、UDの取り組み紹介のページに「心のバリアフリー」について掲載し、双方のホームページで紹介することで、利用者の利便性を図った。
- ・ 昨年度に引き続き、UDの取り組みをまとめたパネルやUDスタイルで紹介した関連本などを、中央図書館内の展示コーナーに一ヶ月間の展示を、障害者週間を含め、3回実施した。また、デジタルサイネージも活用し、ユニバーサルデザインの周知をはかった。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 新たに作成したユニバーサルデザインの取り組み紹介のページは、整備事例集やイベントの情報など、それぞれのホームページの目次のようなページとし、ホームページ上にどのような情報が掲載されているのか、各ページの概要を掲載することで、必要な情報にすぐ飛べるようにした。また、これまで知名度の低かったベンチ情報やガイドラインについての概要とホームページのリンクを掲載することで、目に留まりやすくした。
- ・ 整備事例集は、区民・事業者のだれもが閲覧しやすいよう、施設ごとと整備項目別の2種類作成した。施設ごとの整備事例集はA3用紙一枚にまとめ、持ち運びができるよう4つ折りのできるレイアウトにした。
- ・ 中央図書館で掲示したデジタルサイネージは、冊子「ユニバーサルデザインって何だろう？」内に掲載されているクイズを取り上げ、答えは展示コーナーで実際に冊子を見て確認してもらうことで、展示コーナーに興味を持っていただけるよう工夫した。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ ユニバーサルデザイン情報の内容を充実させていくための方策と事業を引き続き検討していく。
- ・ ホームページのリニューアルにより、今まで参考にしてきたホームページ内の評価アンケート機能がなくなり、閲覧数も直近3ヶ月分のデータのみ閲覧可能となったため、引き続き区民・事業者が情報を活用できるよう、頻繁に閲覧数の確認等を行い、検索・閲覧しやすい構成を検討していく。
- ・ 整備事例集について、事例を増やすとともに内容の検討を引き続き行い、より区民や事業者に分かりやすい整備事例集を作成していく。
- ・ ベンチ情報の周知方法について、令和7年度下半期の区のお知らせで周知を行う予定。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進
所 管 部	各施設所管部、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	・ 区立施設や区営住宅等は改築や改修を進める機会を捉えて、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点を積極的に導入し、整備の質の向上をはかる。
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立施設の新築や改修の際に、性別を問わないトイレや非常時の警報装置の多機能化などの施設利用のニーズも踏まえながら、点検、評価を実施し、質の向上をはかるなど成果を上げる。 ・ 新築や改修の際に各施設の利用特性を踏まえて、多機能トイレの機能分散※をはかる。 ・ 国立・都立等の施設については、新築の際にユニバーサルデザインの整備の協力を求めていく。 ・ 更なる整備へとつなげていくために、UDライブラリーにユニバーサルデザインにより整備された施設・設備を掲載し、その意義と使い方を周知していく。 ・ 区営住宅について多様な居住者を考慮した改修を継続的に行う。 ・ UDアドバイザー等とともに検討会を行った施設の完成後に再度点検・評価し検討会の質の向上に取り組む。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人が参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●UDアドバイザー等をいれた設計・施工の検討会の開催			
	→			
	●UDアドバイザー等とともに検討会を行った施設の検証	⇒検証結果を踏まえ、検討会に反映		
		⇒UDライブラリーへの反映と活用		
	●住戸改修の実施			
	→			

※ 多機能トイレの機能分散の考え方
 多機能トイレの利用を集中させないために、一般トイレにオストメイトや子ども連れに対する配慮等の機能を分散するなど、利用者それぞれに対応したトイレを個別に用意すること。また、トイレ利用の集中度合いや利用者の違いにより、各施設の利用特性を踏まえて設置すること。

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 区ホームページ「ユニバーサルデザイン情報」(NO.5参照)の充実を図るとともに、区立施設のユニバーサルデザイン整備事例集を作成し、事業者が新築施設の設計時の参考資料となるよう整備項目別で掲載した。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 施設利用者の多様なニーズを踏まえ、施設所管課、都市デザイン課と連携を図り、設計及び改築・改修を進めた。
- ・ 改築工事中の梅丘図書館のサイン、誘導ブロックについて利用者の利便性、安全性をより高めるための協議を行い、計画の変更を行った。

住宅課

- ・ 区営住宅のスロープ設置済の1階空き住戸について、1件住戸内バリアフリー化の改修工事を実施した。(弦巻四丁目第三アパート)

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 整備項目別でまとめた整備事例集は、閲覧しやすいよう、ホームページ上に項目別の表と写真付きの項目別資料を掲載した。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 改築や改修の際に建築物をUD条例に適合させ、ユニバーサルデザインの考えを導入し、多様性に配慮した多くの人が利用しやすい施設整備を行った。

【主な改修事例】

- ・ 三宿地区会館の改修工事で室内外のスロープ及び手すりや自動ドアの設置、また乳幼児のいる利用者へも配慮し、多機能トイレの整備を行った。
- ・ 給田西公園トイレ改築工事において、UD 条例に適合させるとともに、公園の出入口付近にトイレまでの経路等と表示した触知図を用いたサインを設置した。

住宅課

- ・ 住戸内の段差の解消、玄関・浴室・トイレ等への手摺の設置等を行い、国土交通省告示の高齢者が居住する住宅の設計に関わる指針を参考に改修を行った。既存住戸の改修となるため、玄関の段差解消等どうしても指針に沿えない内容もある。
- ・ 水回りに関して浴室、トイレ、洗面所の配置替えを行い、それぞれに車椅子等でも移動し易いように考慮した。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 引き続き区立施設のユニバーサルデザインの整備事例を取り上げ、内容を充実させていく。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 施設利用者の多様なニーズも踏まえ、改築や改修工事の機会を捉え、引き続き都市デザイン課や施設所管課と連携し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、多様性に対応できる施設整備を進める。
- ・ 上祖師谷まちづくりセンター新築工事及び清川泰次記念ギャラリー改築工事の基本設計において、UD 検討会を行う予定。

住宅課

- ・ 国土交通省告示「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」に基づき、改修を行っているが、躯体の関係等でレイアウト変更が難しい住戸でも間仕切りの位置変更等により、可能な限り使いやすい間取りを検討する。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進
所 管 部	庁舎整備担当部、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎等整備を機に、ユニバーサルデザインの考えを導入し、すべての人が利用しやすい庁舎をめざす。 ・ 周辺からのアクセスも含めた、庁舎全体の案内等について、すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎整備を進める。
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計段階から検討会等を実施し、多様な区民のニーズを把握し設計に反映させる。また、施工段階においてサイン等の内容を示し、UDアドバイザーや当事者、区民の参加により整備を進める。 ・ 多機能トイレの機能分散*をはかるなどトイレ空間の充実を検討する。 ・ 検討の取組み等について情報発信を行う。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●基本設計段階で実施した検討会等を検証	⇒検討会等の検証	⇒継続	⇒継続
	●実施設計段階で、UDアドバイザー等を入れた検討会の開催		⇒施工段階に向けたサイン計画の検討	⇒サイン計画の提案
	●先進事例の収集・視察			

※ 多機能トイレの機能分散の考え方

多機能トイレの利用を集中させないために、一般トイレにオストメイトや子ども連れに対する配慮等の機能を分散するなど、利用者それぞれに対応したトイレを個別に用意すること。また、トイレ利用の集中度合いや利用者の違いにより、各施設の利用特性を踏まえて設置すること。

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

庁舎管理担当課

庁舎建設担当課

- ・ 令和6年4月以降、新庁舎1期棟及び区民会館の使用が開始され、実際に新庁舎等を利用した方々からの意見等を踏まえ、サインの追加・修正やバリアフリートイレ開閉スイッチの位置の変更など、利用者視点での更新を行った。また、職員・来庁者等の利用者が安心して庁舎設備を利用できるよう、車いす一時退避スペースやEVの耳マーク等の利用方法や利用した場合の一連の流れについて、イメージしやすいよう動画を作成し、庁舎内で投影することを予定するなど、すべての人が利用しやすい庁舎に向け、環境整備を行った。
- ・ 1期棟竣工にあわせてHPの庁舎案内ページの刷新や中央区道の通行禁止など工事の進捗に合わせて随時情報の更新を図った。また、世田谷駅や松陰神社駅から、区役所までのルート案内を掲載した。

② 評価 工夫や苦労した点

庁舎管理担当課

庁舎建設担当課

- ・ 実際に新庁舎を使用してみるとサインのイメージが異なったり、設備の使い勝手が悪かったりなど計画段階では気づけなかった、障害当事者等を含む利用者目線での意見があった。スペースや法的な制約ある中で、UD分科会等での意見を踏まえた形で修正等を行うよう工夫した。
- ・ 新庁舎の敷地総合案内板をはじめ、館内案内や当階案内サインに二次元コードを記載し、スマートフォン等をかざすことで多言語案内ページに遷移するつくりになっている。また、初めて訪れる方が事前にHPを確認することを想定し、分かりやすい案内となるよう、HPの庁舎案内ページに掲載するデータ(画像)を現地サインと同一のものにすることで、より視認性が高まるようにした。
さらに、本庁舎の最寄駅から庁舎までの誘導案内については、写真入りで分かりやすく案内するためにページ構成を工夫した。

③ 改善 次年度に向けて

庁舎管理担当課

庁舎建設担当課

- ・ 令和7年度は2期工事中であるため、1期棟の運用開始後に出てきた意見等や修正した点を、2期棟、3期棟の改善につなげていく。また、2期工事期間中は新・旧庁舎が共存するため、適切な庁舎案内や誘導及び維持管理に努める。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
8	分かりやすいサインの整備推進
所 管 部	各施設所管部、施設営繕担当部、生活文化政策部、都市整備政策部、土木部
ね ら い	・ユニバーサルデザインにより区立施設や学校施設のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及をはかる。
取 組 みの 方向性	・新しい施設サインの導入にあたっては、多言語を基本とし、見やすさや表示方法に配慮し、配色や配置、大きさを検討する。また、ロービジョンの人や外国人等の評価を取り入れる等、質の向上をはかる。 ・サインの管理については、内容の適切な更新等も進める。 ・音声誘導装置の整備に取り組む。
関 連 事 業	・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・No. 21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。 ・うままちプロジェクト(③サイン整備 ⑩観光案内の充実)

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの運用状況の調査	⇒情報のユニバーサルデザインガイドラインの改定	⇒庁内周知・研修の実施	→
	●UDアドバイザー等をいれた施設の検証	⇒検証結果を踏まえ、UD検討会に反映		→
	●多言語表記及び情報発信の手引きの運用			→

区の令和6年度の実施計画

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」に基づくサイン整備が進むように、ユニバーサルデザイン推進条例の届出の相談の際に、「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を参考にしている。
- ・ 音声誘導について、Uni-Voice^{※11}導入課の北沢総合支所街づくり課と都市デザイン課の担当で現場検証を行った。
- ・ 第1回UDワークショップ(No.2 関連事業)のまち歩きの際、うめとぴあ内に敷設のコード化点字ブロック^{※12}について、参加者に体験いただいた。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 営繕工事にて次のとおり整備した。(改築)
給田西公園トイレ

② 評価 工夫や苦労した点

都市デザイン課

- ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を庁内及び民間事業者等により活用していただけるよう、「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を掲載しているホームページに小さな画像(サムネイル)を添付し、内容がイメージしやすいように工夫している。
- ・ コード化点字ブロックについて、実際にどのように利用しているか当事者の方に説明いただきながら体験することで、設備設置の理解や重要性を説明することができた。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 情報のユニバーサルデザインガイドラインを参考にし、より多くの方にとって分かりやすいサインとなるよう検討し、サインを設置した。
- ・ サインは、JIS規格やUDフォントを基本とし、大きめの文字や書体、分かりやすい図にし、案内板には点字を併記した。
- ・ サインや案内板の高さは、車椅子使用者の目線からも見やすい高さに設置した。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 引き続き、「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を参考に、分かりやすいサイン整備を推進していく。
- ・ 音声誘導については、より良いサービス提供に向けて、情報収集に取り組んでいく。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 引き続き、情報のユニバーサルデザインガイドラインを参考に、都市デザイン課と連携し分かりやすいサイン整備を促進していく。
- ・ 梅丘図書館に設置するサインを「梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下界わいサインの設置管理に関する確認書」に基づいた計画とし、安全で快適に歩けるまちづくりの整備を推進する。

※11 [Uni-Voice]: 音声読み上げアプリ。印刷物に印刷されている文書コードを読み取ると、内容を音声とテキストで提供してくれる機能のほか、地域のおしらせやニュース、耳で聴くハザードマップの提供も行っている。

※12 [コード化点字ブロック]: 既存の点字ブロックに、○や▲といったマークを付けておき、それをスマートフォンで読み取ることで視覚障害者の単独歩行に必要な情報を音声で伝えることができるシステム。

また、梅丘図書館に音声誘導装置を設置する。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
所 管 部	総合支所、都市整備政策部
ね ら い	・暮らしに欠かせない日常の買物をする身近な地域の店舗等を多様な人に配慮して整備することは重要であり、新築の店舗等のユニバーサルデザインを進めるとともに、既存の店舗等の改修を促す。
取 組 みの 方向 性	・「ユニバーサルデザイン条例」に基づく届出制度を運用し、新築・改築・改修時におけるユニバーサルデザインによる整備を事業者の協力の下に進める。 ・「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助制度」による助成制度を活用する。また、適宜見直し、整備対象を拡大する等柔軟な運用を行う。
関 連 事 業	・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携した実施も検討する。 ・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携した普及啓発を行う。 ・No. 20「だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進」と連携して取り組む。 ・No. 24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して推進する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●ユニバーサルデザイン生活環境整備補助制度の職員への普及啓発			
	→			
	●改修の補助制度の周知			
	→			
	●ベンチ設置の補助制度の周知	⇒見直し		
	●届出制度の周知			
	→			
●ユニバーサルデザイン条例施行規則の改正	⇒整備基準の周知・審査			
→				
●改正後の施設マニュアルの周知				
→				

区の令和6年度の実績

① 点検 実施したこと

世田谷街づくり課

- ・ 問合せ2件、補助1件

北沢街づくり課

- ・ 問合せ4件、補助0件

玉川街づくり課

- ・ 問合せ4件、補助1件

砧街づくり課

- ・ 問合せ1件、補助0件

烏山街づくり課

- ・ 問合せ2件、補助0件

都市デザイン課

- ・ 世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱に基づく補助制度(建築物の改修工事、手すりの設置、ベンチの設置)のとりまとめ、制度の普及啓発を行った。
 - ・ 世田谷線ポスター掲示(5月)、区のおしらせ掲載(7月15日号)、X配信(7月)、FM せたがやインタビュー放送(8月)
 - ・ 補助制度のチラシ配布
 - ・ 商店街連合会、東京建築士会、世田谷薬剤師会、玉川砧薬剤師会、ほか関連するイベントでの配布

② 評価 工夫や苦勞した点

世田谷街づくり課

- ・ 補助に対する問合せは改修に関して1件あり、補助に至っている。交付決定までに一定の時間を要するため、事前相談の段階で補助金交付までの流れを説明し、理解を得ることで、トラブルに繋がらないよう努めた。また、申請書類の提出期限がタイトなものもあるため、予め、申請書類の提出スケジュールをご案内し、遅滞なく手続きを進めるよう努めた。

北沢街づくり課

- ・ 建築物の改修工事2件、ベンチ設置2件の問い合わせがあった。改修工事は工事工程の都合により来年度に申請予定。ベンチ設置は既存状態が規定に適合しないため補助対象にできなかった。

玉川街づくり課

- ・ 手すりの設置に関して3件の問い合わせがあり、1件は補助することが出来た。建築物の改修工事に関しては1件の問い合わせがあったが、補助対象に該当しなかった。

砧街づくり課

- ・ 建築物の改修工事に関して1件の問い合わせがあった。改修工事としては補助対象建築物に該当しなかったが、ベンチ設置については補助対象である旨案内し、制度周知に努めた。

烏山街づくり課

- ・ 手すりの設置に関して1件、ベンチの設置に関して1件の問合せがあったが、どちらも補助対象に該当しなかった。

都市デザイン課

- ・ 区のお知らせやX配信、せたがやFM放送など各PRでは、改修事例の紹介をした。
- ・ 団体がチラシ配布自体を終了していることがあり、新たな周知方法の模索が必要だと分かった。

③ 改善 次年度に向けて

世田谷街づくり課

- ・ 問合せに対して、分かりやすく適切な対応を心掛ると共に、交付決定までに一定の時間を要するため、事前相談の段階で補助金交付までの流れを説明し、理解を得ることで、トラブルに繋がらないよう努める。また都市デザイン課と連携して、迅速で的確な回答を行うように努める。

北沢街づくり課

- ・ 問合せに対して、適切かつ迅速な対応を行う。また、都市デザイン課と連携して、商店街等に説明、周知していく。

玉川街づくり課

- ・ 問合せに対して、引き続き適切かつ丁寧な対応を行う。また、都市デザイン課と連携して補助制度の周知を図っていく。

砧街づくり課

- ・ 問合せに対して、引き続き適切かつ丁寧な対応を行う。また、都市デザイン課と連携して区民意見の共有や補助制度の周知を図っていく。

烏山街づくり課

- ・ 問合せに対して、引き続き適切かつ丁寧な対応を行う。また、都市デザイン課と連携して区民意見の共有や補助制度の分かりやすい周知を図っていく。

都市デザイン課

- ・ 街づくり課と連携して、担当職員にとってもわかりやすい制度となるよう、意見交換を行いながら進めていく。
- ・ 周知媒体としてチラシから SNS へと移行するケースを考慮し、新たな周知方法を模索していく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
10	住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	・住宅専用部分の将来の住まい方の変化に配慮した整備を促進し、高齢化に対応した住みやすい生活環境の実現をめざす。
取 組 みの 方向 性	・「住宅のユニバーサルデザインヒントブック」をはじめリフォーム等(ヒートショック対策、便座の高さや色、手すりの設置など)について取り上げたパンフレットを「住まいまち学習」等のイベントの際、住宅改修等を取り上げる機会に配布し、普及啓発を行う。 ・実際の長期に対応可能な住宅の設計・施工の事例を取りあげ、紹介する。
関 連 事 業	・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●イベント等での冊子の配布			→
	●窓口での冊子の配布			→
	●住宅の事例の紹介			→

区の令和6年度取組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 普及啓発冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」を約 400 部配布した。
- ・ 昨年度に引き続き、小学校のUD関連授業でも活用していただけるよう、出張講座の依頼があった学校に送付し、住宅のユニバーサルデザインの啓発を行った。

居住支援課

- ・ 住まいに関する2種類のセミナー(令和6年度全6回(オンライン形式による実施含む)の開催において、「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」を計約 220部配布した。一般区民向けセミナーでは、参加者あてアンケートも実施した。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 区で行うワークショップの他、小学校の出張講座(関連:No.2参照)で配布し、ユニバーサルデザインの理解をはかるとともに、教育の場面でも役立った。

居住支援課

- ・ 上記のアンケートにおいて、自宅のUD改修の意向や専門家によるセミナーや相談会の希望等を聞き取り、区民のUD改修に関するニーズ等の把握に努めるとともに、UDの総合所管課の都市デザイン課にアンケート結果をフィードバックし、情報共有を行った。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 今後も関係団体とのネットワークを大事にして、継続的に配布を依頼していく。
- ・ 普及啓発冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」の改訂に向けて、冊子の内容を検討していく。

居住支援課

- ・ 第3期計画より、都市デザイン課において、UD改修などに高い知識を持った専門家・団体等と協働し、居住支援課で開催する住まいに関するセミナーなどへUDアドバイザー派遣ができる仕組みを検討することとしているため、必要に応じて場の提供等の協力を行っていく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
11	高齢者・障害者の住宅改修支援
所 管 部	障害福祉部、高齢福祉部
ね ら い	・ 個人の住宅における個別の居住ニーズに対応した住宅整備の支援を行い、生活環境の質の向上をはかる。
取 組 みの方向性	・ 手すり設置や段差解消等、個人住宅の改修支援を継続的に行う。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●改修支援の実施			
	→			
取組み	●窓口での啓発冊子等の配布			
	→			

区の令和6年度取組み

① 点検 実施したこと

高齢福祉課

- ・ 高齢者が要介護状態となることの予防や重度化の防止のため、住宅改修の費用の一部助成等を行った。

令和6年度(令和7年3月31日現在)

予防改修(手すり、段差解消)4件

設備改修(浴槽、洋便器等)21件

障害施策推進課

- ・ 障害により住宅改修が必要な方へ住宅改修費の助成及び、転倒予防、立ち上がり動作や移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する用具の購入費用の助成を行った。

令和6年度(令和7年3月31日現在)

住宅改修(小規模・中規模改修、屋内移動設備)11件

自立支援用具給付(便器・移動移乗支援用具等)132件

② 評価 工夫や苦勞した点

高齢福祉課

- ・ 各種刊行物等を通じて住宅改修相談及び助成のPRを行った。
- ・ 高齢者の身体状況に応じた住宅改修を行うため理学療法士などの専門家を派遣しアドバイスを行う相談事業を行うとともに住宅改修費を一部助成することで、身体機能の低下した高齢者個々の身体状況に応じた住宅環境を形成することができた。

障害施策推進課

- ・ 障害者の身体状況に応じた住宅改修を行うため、各保健福祉課担当職員と理学療法士などの専門家が訪問し、実際に利用する方に適した工事内容を相談した上で住宅改修費の一部助成を決定することで、その方の障害に応じた住宅環境を形成することができた。
- ・ 補装具費支給制度及び日常生活用具給付事業の制度理解を深めるため、保健福祉課障害支援担当が保健センター専門相談課と連携し、保健福祉課職員向けの研修を実施した。

③ 改善 次年度に向けて

高齢福祉課

- ・ 当該事業の目的に沿って、引き続き安全で自立した生活を維持・継続するための環境整備の重要性をさまざまな機会を通じて周知し、高齢者個々の身体状況に合わせた住宅の整備を促進する。

障害施策推進課

- ・ 当該事業の目的に沿って、引き続き住宅改修費助成制度の周知を行い、その方の障害状況等に応じた住宅の整備を促進する。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進
所 管 部	危機管理室、施設営繕担当部、都市整備政策部、教育委員会事務局
ね ら い	・ 改築・改修等の機会をとらえ、災害時における指定避難所としての役割等を踏まえ、多様な利用者、避難者に対応した整備を進める。
取 組 みの 方向性	・ 「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に改築等を実施する。 ・ 停電時に利用できる電源の確保や屋上プールの水をトイレの排水に利用できるようにするなど、避難所としての活用を視野に入れた整備を進める。
関 連 事 業	・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・ No. 13「災害時に使えるトイレの整備推進」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●改築等実施	→		
	●UDアドバイザー等を交えた検討会の開催(1校)	→		
		●UDライブラリーへの反映と活用	→	
			→	

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

教育環境課

- ・ 増築等の機会をとらえ、スロープや EV、多機能トイレを設置した。(八幡中)
- ・ 小学校・中学校の手洗い場の一部を自動水栓に取替えた。
(小学校:24校、中学校:8校)
- ・ 既存校舎のトイレや体育館に隣接するトイレについて、和式便器の一部を洋式化した。
(山崎小、武蔵丘小、代田小、玉川小、駒沢中)
※衛生器具のみの洋式化含む

施設営繕第一課、第二課

- ・ 下記の学校の改築等事業を教育環境課、都市デザイン課と連携し実施した。
(工事)八幡中学校、池之上小学校、瀬田小学校、(設計)弦巻中学校、奥沢中学校

② 評価 工夫や苦勞した点

教育環境課

- ・ 山崎小のトイレでは、段差を解消し、レイアウトを工夫することで、利用しやすいトイレとなった。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 学校改築事業において、避難所の活用を想定した環境整備に努めた。
植栽計画や空地とベンチ設置の有効な動線と設置位置について苦慮した。
■改築工事(しゅん工)
 - ・ 八幡中学校においては、建物内に防災倉庫を設置し、内部及び外部からの動線を設け災害時の利便性向上をおこなった。
 - ・ 池ノ上小学校においては男女共用トイレを設置した。
 - ・ 瀬田小学校においては、各階に男女共用トイレを設置した。

③ 改善 次年度に向けて

教育環境課

- ・ 改築及び増築の機会をとらえて、学校運営とUDに配慮して、段差解消やトイレの洋式化など災害時にも使いやすい学校施設の整備を関係各課と協議して進めていく。
- ・ 既存校についても、UDを考慮した改修整備を可能な箇所から実践していく。

施設営繕第一課、第二課

- ・ 都市デザイン課や教育環境課と連携しながら、改築や改修の機会をとらえ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた災害時に多様な利用者・避難者を想定した施設整備を推進していく。
■改築工事予定
弦巻中学校

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
13	災害時に使えるトイレの整備推進
所 管 部	総合支所、危機管理部、施設営繕担当部、障害福祉部 高齢福祉部、みどり33推進担当部、教育委員会事務局
ね ら い	・ 災害時の避難所や区公共施設のトイレについて、ユニバーサルデザインの視点で整備を進める。
取 組 みの 方向 性	・ 指定避難所(区立小中学校等)や区公共施設の多機能トイレについて避難所としての活用も視野に入れた整備、点検、管理を行う。 ・ 区立小中学校等でのマンホールトイレの維持管理と整備を行う。 ・ 福祉避難所となる施設のトイレ状況の点検を行う。
関 連 事 業	・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。 ・ No. 12「災害時利用も含めた学校施設の整備推進」と連携して整備する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●マンホールトイレの点検調査等や多機能トイレの整備			
	→			
	●避難所運営訓練におけるトイレ利用のシミュレーション等の実施			
	→			
	●福祉避難所のトイレ状況の点検の実施	⇒福祉避難所トイレの整備検討	⇒福祉避難所トイレの整備の促進	⇒継続

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

災害対策課

- ・ 災害時に確実に使用できるようマンホールトイレの設備点検及び修繕を実施した(点検:区立小中学校等指定避難所25か所、区立公園等29か所、計54か所。修繕:3か所。)

総合支所地域振興課

- ・ 避難所運営訓練において、車椅子対応テントを含むマンホールトイレの設置訓練や使用方法・利用ルールの周知を行った。
- ・ 避難所運営組織において、災害時のマンホールトイレ等災害用トイレの運用方法の検討を進めた。
- ・ 災害時誰もが確実に利用できるように、区立公園に配備されているマンホールトイレ倉庫に備蓄されている物品の確認、公園内マンホール、水利の場所の再確認を行った。
- ・ 支所内のマンホールトイレ訓練を実施し、支所職員の周知を行った。

教育環境課

- ・ 解体・改築工事などの期間中において、敷地内マンホールトイレの機能を維持できるよう、関係者が配慮しながら工事を進めた。
(中町小学校・瀬田小学校)

② 評価 工夫や苦勞した点

災害対策課

- ・ マンホールトイレの設備点検を行い、不具合が見つかった箇所は適宜修繕を実施したことにより、災害時のトイレ設備の安全を担保することができた。

総合支所地域振興課

- ・ 避難所運営訓練等を通じて、運営組織構成員や訓練一般参加者に対するマンホールトイレ等災害用トイレに関する知識の普及啓発を図ることができた。

教育環境課

- ・ 矢沢川治水対策工事(東京都施工)中も、マンホールトイレが利用できるよう、配置計画等を工夫した。(中町小学校)
- ・ 仮設校舎利用期間中も避難所機能を維持できるよう、仮設校舎計画等を工夫した。
(瀬田小学校)

③ 改善 次年度に向けて

災害対策課

- ・ 引き続き、マンホールトイレの設備点検を実施していく。
- ・ 災害時におけるトイレの運用方法について、配慮が必要な方への課題を整理し、検討していく。

総合支所地域振興課

- ・ 災害時に配慮を要する者の避難を想定した避難所トイレの運用方法を、各避難所の事情に応じて検討していく。
- ・ 引き続き、町会・自治会や避難所運営委員に、災害時のマンホールトイレ等災害用トイレの周知及び運用方法等の検討を進める。
- ・ 引き続き災害時円滑にマンホールトイレを運用することができるように整備状況の確認を行う。

教育環境課

- ・ 改築及び増築の機会をとらえて、災害時の断水・停電に備えた、屋上プールからのトイレ洗浄水の取水使用システムの導入等を引き続き進めていく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
14	公共交通等のサービスの充実
所 管 部	障害福祉部、道路・交通計画部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南北公共交通の強化や公共交通不便地域対策として、バス事業者などと連携しバス交通サービスの充実をはかる。 ・ バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上を促す。 ・ 公共交通施設について、だれもが利用しやすい公共交通環境の整備を進める。 ・ 障害者、高齢者等の移動に関する支援を行うために、福祉移動支援センター「そとでる」の活用をはじめ様々な移動ニーズに対応できる環境をつくる。
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や関係機関等で構成する地域公共交通会議等を開催し、バス路線網の充実やバス路線維持に向け、施策の方向性等を話し合う。 ・ バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上のための取組みを支援する。 ・ ホームドアの整備をはじめとした公共交通施設(駅やバス停等)を、多様な人が利用しやすくなるように整備を行う。 ・ すべての人にとって、分かりやすい情報提供を促す。 ・ 移動困難者の外出支援のため、福祉移動支援センター「そとでる」の周知を行い、利便性の向上をはかる。 ・ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの利用促進を行う。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・ うままちプロジェクト(②公共交通施設のユニバーサルデザインの促進)

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●地域公共交通会議等の開催			→
	●バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上の取組み促進			→
	●補助制度を活用したホームドア整備等の促進			→
	●分かりやすいバス情報の普及促進			→
	●福祉移動支援センター“そとでる”のサービスの周知			→
	●タクシーのユニバーサルデザイン化の普及促進			→
				→
				→

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

交通政策課

- ・「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」において、補助上限額の改正に伴い、区要綱においても補助上限額の改正を行った。
また、鉄道駅バリアフリー整備補助の進捗は、令和4年度に補助を行った東急電鉄の駒沢大学駅エレベーターの供用開始が令和6年6月29日である。令和6年度から令和7年度にかけて行う小田急電鉄の豪徳寺駅、千歳船橋駅、喜多見駅のホームドア整備に対し、補助金交付決定を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する行動様式の急激な変化等による利用者の減少状況等について、バス事業者と緊密な情報共有を図りつつ、区報において例年掲出しているバス利用促進記事に加えて、広報広聴課が発行する「世田谷区全図」の交通案内(区内の鉄道・バス路線の一覧を記載)を各まちづくりセンター等で配布していることの周知記事など、現時点で可能な限りの利用促進PRを行った。
- ・公共交通不便地域対策として取り組んでいる砧モデル地区において、令和5年5月1日から3年間を目途に、地域や運行事業者と協働しながら、AI とワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行を開始し、利用状況や採算性などを、確認しながら、取り組んでいる。
- ・現行の「世田谷区交通まちづくり基本計画」が令和6年度末に期間満了を迎えることから、国における法改正の動きも踏まえ、令和7年度以降は「世田谷区地域公共交通計画」を策定し、今後の交通ネットワークについて具体的な取組みを実施していくこととした。今年度は計画策定に向けた2年目として、協議会の開催、区民意見募集等を実施し計画策定に向け取り組むとともに、交通事業者への支援のあり方について、検討を重ねた。

障害者地域生活課

- ・リフト付等タクシー運行事業(区借上げ車両)や福祉有償運送を実施する法人に対して助言などの支援をし、福祉移動支援サービス連絡会を通して移送サービスに関する課題を整理した。
- ・令和6年度で、世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」に登録している介護タクシー事業者は 142事業者、258台が稼働している。配車件数は令和5年度では4,005件、令和6年度では3,669件となっている。
- ・安全運転技術や接遇、介護技術の向上のための研修を実施した。

② 評価 工夫や苦勞した点

交通政策課

- ・路線バスでのおでかけを促す記事について区のおしらせ、ホームページ等に掲載するとともに、都内バス路線紹介のリーフレットを配架し、利用促進を図った。
- ・砧モデル地区デマンド型交通の1日あたりの利用者は、運行開始当初、30人程度であったが、約45人程度まで増えており、地域と連携した周知活動などを幅広く行ったことなどが効果的であることが分かった。

障害者地域生活課

- ・「そとでる」登録者数は令和6年度末で11,870名と、令和5年度末の 10,904名から966名増加している。このことから区民周知が進んでいることがわかる。
- ・区情報冊子「せたがや移動サービス案内」を作成し、事業者情報をわかりやすく記載した。また、あんしんすこやかセンター職員への冊子配布、説明を行い、事業理解の促進を図った。

③ 改善 次年度に向けて

交通政策課

- ・ 引き続き鉄道駅バリアフリー推進事業(ホームドア・エレベーター整備等)に取り組む。
- ・ 厳しい経営状況が続くバス事業者と引き続き情報共有を図り、公共交通機関の利用促進をPRするとともに、令和6年度末策定の地域公共交通計画に基づき、引き続き交通事業者への支援のあり方、公共交通ネットワークの維持について検討していく。
- ・ 砧モデル地区デマンド型交通について、利用が増えることで、予約が取りにくくなったとの声が寄せられているため、運行曜日の拡充や、収支率の改善策などを検討していく。また、他の重点検討地域への展開に向けて、コミュニティ交通を導入するためのガイドラインとなる手引きを作成し、オープンハウス等により周知した上で、地元住民の意向や機運などを確認していく。

障害者地域生活課

- ・ 引き続き障害者等移動困難者の移送に関する相談体制強化のため、区は、世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」への支援を行うとともに、運転者講習会の広報誌による周知、講師派遣を行うなど、世田谷区福祉移動支援センターと協働して運転手の確保や福祉移動サービスの質の向上を図る。
- ・ 引き続きあんしんすこやかセンター職員への事業周知、ケアマネージャー、相談職員への周知を行い利用拡大に努める。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
15	歩きやすい道路環境の整備
所 管 部	土木部
ね ら い	・ すべての人にとって安全で、安心して移動できる快適な歩行空間として、多様な人の利用に配慮した整備を推進し、引き続き区道における安全な歩行空間の確保を進める。
取 組 みの 方向 性	・ 歩道の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持改善を行う。 ・ 無電柱化の計画を立てて、安全な歩行空間の整備を進める。
関 連 事 業	・ うままちプロジェクト(①安全な歩行空間の確保)

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●歩道の整備			
	→			
取組み	●無電柱化整備			
	→			

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

土木計画調整課

- ・ 歩道の平坦性が確保できていないこと、歩道と車道の境界に段差があること、歩道の有効幅員が確保できていないことなどにより、高齢者や視覚障害者、車椅子利用者等の円滑な移動が困難となっている歩道があるため、梅が丘通りなど2路線、延長約 300mの歩道改良工事を行い、安全で安心して移動できる歩行空間作りを進めた。
- ・ 歩道改良に合わせ、横断歩道部に新たに視覚障害者誘導用ブロックを設置した。
- ・ 「都市防災機能の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」の視点、無電柱化の進捗状況などを踏まえて、世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)に基づき無電柱化を進めていく。
- ・ 世田谷区役所通りなど2路線において電線共同溝整備を行い、全ての歩行者にとって安全で、安心して移動できる歩行空間の確保を進めた。

② 評価 工夫や苦勞した点

土木計画調整課

- ・ バス路線のため、歩道をマウントアップとする計画であったが、高さのコントロールポイントである宅地へ逆勾配とならないよう、基準に適合する勾配で整備した。
- ・ 無電柱化推進計画(中間見直し)において、緊急輸送道路と特定道路(生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路)を重点的に整備する路線に位置付け、UDの観点からも無電柱化を推進していく。
- ・ 無電柱化について、費用対効果の観点から効率的かつ効果的に事業を推進していくことが重要であり、無電柱化の必要性の高い路線から優先的に無電柱化を進めていく方針とする。

③ 改善 次年度に向けて

土木計画調整課

- ・ すべての人にとって安全で安心して移動できる、快適な歩行空間のユニバーサルデザインによる整備を推進し、引き続き区道における安全な歩行空間の確保を進める。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
16	自転車の安全な利用の啓発
所 管 部	土木部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の通行空間の整備とあわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進め、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。 ・ 地区単位における普及啓発も行う等、更なる啓発を促す。
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用憲章の普及をはじめとして、多様な世代を対象に自転車安全利用の普及啓発を行う。 ・ 区民による自転車安全利用推進員の育成や支援を通して地域には多様な人が暮らしていることを実感し、地区での取組みを支援する。 ・ 自転車事故防止に加え、万が一の事故に備えて、区民の保険加入促進をはかる。
関 連 事 業	・ No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●自転車利用憲章の普及			→
	●小中学生等を対象とした交通安全教室の開催			→
	●子育て世代や高齢世代等へ向けた出前講座の実施			→
	●安全利用推進員の育成・支援			→
	●世田谷区「区民交通傷害保険」の実施			→
				→

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

交通安全自転車課

- ・（交通安全に関する取り組み）
 - ・区立小学校(61校)において、学校主体による交通安全教室の実施
 - ・幼稚園・保育園(50回)、児童館・おでかけひろば(18回)、区立中学校(10校)、都立高校(2校)において、交通安全教室を実施
 - ・自転車安全利用推進員向け(3回)、身近なまちづくり推進委員向け(1回)、幼稚園・保育園保護者向け(7回)、区役所職員向け(1回)に自転車の安全利用講習会等を実施
 - ・町会(3町会)における交通安全に関する様々な取り組みへの支援を実施
 - ・警察・交通安全協会と連携し、各種イベントやキャンペーンを実施(12月末時点の実績:13回)
 - ・歩きスマホの注意喚起を含め、交通安全啓発の広報を実施
 - ・改正道路交通法の施行による、自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則強化、また「ペダル付原動機付自転車」の取扱い明確化について、チラシを作成し街頭配布、区施設での配架やデジタルサイネージでの放映、広報板への掲示、区のおしらせ・区HPへの掲載等により広報を実施
- ・（自転車保険に関する取り組み）
 - ・都条例で義務化している自転車損害賠償保険等への加入を促す広報を実施
 - ・区民交通傷害保険を取り扱い、新たにWEBによる加入手続きを開始(12月末時点の加入者:9,523名)
- ・（ヘルメット補助に関する取り組み）
 - ・事業協力店33店舗において、ヘルメット購入時に2,000円補助を実施(12月末時点の販売実績:3,310個)
- ・（電動キックボードに関する取り組み）
 - ・電動キックボードに関する交通ルールの広報を実施
 - ・警察と連携し区内大学(1校)で電動キックボードを主とした交通安全教室を実施

② 評価 工夫や苦勞した点

交通安全自転車課

- ・（交通安全に関する取り組み）
 - ・区立小学校の交通安全教室はPTAへの委託により実施していたが、PTAの負担軽減を考慮し、学校主体に変更
 - ・改正道路交通法の11月施行の内容に、自転車の「酒気帯び運転」の罰則が含まれるため、お酒を飲む機会が増える年末年始に間に合うよう、積極的な広報に努めた
- ・（自転車保険に関する取り組み）
 - ・区民交通傷害保険に関する様々な問い合わせへの対応や、加入者の変更処理等を行った
 - ・WEBによる加入手続きを開始したことで、これまでの5・6月以降も年間を通じて中途加入が可能となり、区民サービスは向上した。一方で事務処理が通年となり事務量が増加した
- ・（ヘルメット補助に関する取り組み）
 - ・事業協力店の負担を軽減するため、毎月職員が店舗を訪問し、書類のやりとりを行った
- ・（電動キックボードに関する取り組み）
 - ・ナンバー登録窓口所管との連携により、手続き時に交通ルール等のチラシを配付

③ 改善 次年度に向けて

交通安全自転車課

- ・ 交通安全教室や講習は全体件数が多いため、施設側との日程調整や会場の調整、事前打合せ、当日対応等の負担を軽減するため、今後、事業者との契約内容の見直しを行い業務改善を図る
- ・ 区民交通傷害保険に係る事務量の負担軽減のため、業務内容の改善に向け、引き受け保険会社と協議を進める
- ・ 今後も警察と連携し、新たなモビリティに対する啓発活動を行っていく

■ 施策・事業概要

No. 17	【施策・事業名称】 自転車通行空間の整備
所 管 部	土木部
ね ら い	・歩行者・自転車・自動車とともに安全で快適に道路等を通行できるように、原則として、車道部に自転車通行空間の整備を進める。
取 組 みの方向性	・「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の計画的な整備を行う。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●自転車通行空間整備指針の改定			
	→			
取組み	●自転車通行空間の整備			
	→			

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

交通安全自転車課

- ・ 世田谷区自転車ネットワーク計画に基づき、優先整備路線に重点を置きながら、自転車ナビマーク等の自転車走行位置表示による自転車通行空間整備を進めた。

【工事第一課担当分】

- ・ 弦巻通り、中央自動車道側道(北烏山八丁目付近)など

【工事第二課担当分】

- ・ 成城学園前駅周辺、用賀駅付近谷沢川沿道(上用賀五丁目から玉川台一丁目まで)など

合計 約5.2km

② 評価 工夫や苦勞した点

交通安全自転車課

- ・ 厳しい財政状況においても、継続的に自転車通行空間の整備を進めていく必要があるため、コスト削減の観点から道路の改修工事に合わせるなど、効率的な整備に取り組んでいる。
- ・ 区道の大半は、歩行者・自転車・自動車がともに安全で快適に通行するための必要な道路幅員の確保が難しい状況にあり、整備形態の選定や路面表示の設置方法等で苦勞している。

③ 改善 次年度に向けて

交通安全自転車課

- ・ 引き続き、国や東京都、警察等と連携を図り、世田谷区自転車ネットワーク計画に基づいて、優先整備路線から整備を進めるなど、効果的かつ効率的な整備を行う。また、整備済みの自転車ナビマーク等の路面表示については、各土木管理事務所にて維持管理を行う。
- ・ 令和6年度で計画策定から10年が経過することから、国や東京都、警察の取組み状況等を踏まえ、計画内容の見直しを行う。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
18	放置自転車等をなくす取組み
所 管 部	土木部、みどり33推進担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、すべての人にとって安全で安心な通行空間の確保をめざす。 ・ 様々な自転車が自転車等駐車を利用しやすくする等、自転車の適正利用の誘導をはかる。
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を進める。 ・ 自転車等駐車の整備について、平置きで幅の広い区画や、電動アシスト対応の区画等様々なタイプ、様々な利用者に対応した自転車等駐車の整備を進める。 ・ 「自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、コミュニティサイクルシステムのネットワークを拡充し、自転車のシェアリングを進めることにより、駅周辺への自転車乗り入れ台数の抑制を行う。
関連事業	

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●放置自転車の撤去			→
	●不法占用物件の除去			→
	●駐輪場の整備			→
	●コミュニティサイクルシステムのネットワークの拡充(ポート設置)新規設置検討			→
				→

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

交通安全自転車課

- ・ 歩道上の放置自転車の整理、自転車等駐車場への誘導、撤去を継続して行った。
- ・ 放置自転車クリーンキャンペーンにおいて、鉄道事業者等と連携し、放置防止の啓発ポスターやのぼり旗の掲示を行った。
- ・ 民間シェアサイクル実証実験から本格実施へ移行し、引き続き区内の自転車移動の利便性向上を図った。

土木計画調整課

- ・ 下北沢駅(2回)・千歳烏山駅・梅ヶ丘駅周辺において、商店街・交通安全自転車課・警察等と合同パトロールを実施し、道路の適正利用について理解を求めた。
- ・ 区のおしらせに道路の適正使用を促す記事を掲載し、区民に周知した。また、同内容のチラシを作成して商店街に配布し、「せたがやエコノミックス」という産業連携交流推進課の発行する小冊子にも掲載し、はみ出し商品の防止を図った。

公園緑地課

- ・ 公園内に放置された自転車等を適宜撤去した。

② 評価 工夫や苦勞した点

交通安全自転車課

- ・ 放置の多い駅前では、自転車撤去と合わせ成城警察の違法駐車バイクへの切符対応で違法バイクが減少につながった。駐輪が目立つ店舗へは何度も足を運び路上駐輪防止の働きかけを行い、放置の防止に努めた。
- ・ 駅周辺や公共交通不便地域などポートのスペース確保が難しいエリアに既存の公共施設がある場合には、官民連携してその公共施設の一部スペースを貸借することでポート設置を進めている。

土木計画調整課

- ・ 合同パトロールは、警察官とともに直接相手方に説明することができ、道路不法占用物件の減少につながっている。しかし、一時的な改善でしかない場合も多く、実効性は高くないが、店舗前に違法駐輪された自転車について、交通安全自転車課とともに店舗に指導したことは効果が認められた。
- ・ 区のおしらせで周知することは、商店の理解を深めるだけでなく、不法占用に対する区民の意識を高めることにつながる。ただし、一部の慢性的なはみだし商品は、いたちごっこになっており、一朝一夕に改善されることはない。厳しく指導にあたっては、周りの不正使用が改善されなければ自分も改善しないと、「みんなで渡れば怖くない」的な考えが後を絶たない。

公園緑地課

- ・ 公園内の放置自転車を撤去することで、公園の出入りの安全確保や園路・広場を安全に利用できるようになった。

③ 改善 次年度に向けて

交通安全自転車課

- ・ 成城警察との連携を他の警察とも広げていきたい。駅前の診療所ビルへ利用者向けの駐輪対応の工夫を呼びかけていきたい。
- ・ シェアサイクル利用者が事故の対象とならないように、ルール・マナーを遵守した利用方法や、ポートが雑然とならないように、自転車ラックへの正しい返却方法等の広報活動を引き続き官民連携して行う。

土木計画調整課

- ・ 今後も、商店街・警察等と協力して、粘り強く撤去・指導を行っていくとともに、より多くの地域で合同パトロールを実施できるよう、各警察署等に働きかけていく。
- ・ 広報等で区民に周知することにより、街全体で不法占用に対する排除意識を醸成していく。

公園緑地課

- ・ 継続的に放置自転車等を撤去し、誰もが安全に公園を利用できるように努める。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備
所管部	みどり33推進担当部
ねらい	・公園緑地等の整備に際しては、規模や特性を踏まえ魅力があり、すべての人が楽しめるユニバーサルデザインによる公園づくりを進める。
取組みの方向性	・二子玉川公園での多様な来園者に配慮した整備の事例を活かす等、様々な利用者の参加したワークショップによる検討の効果を蓄積し、他の整備事例にも活かす。
関連事業	・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して整備する。 ・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●UD検討会の開催			
			●UDアドバイザー等が検討に参加した整備の検証	
		●UDライブラリーへの反映と活用		

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

公園緑地課

- ・ 新たに5箇所の公園緑地を整備した。
 - 仮称桜丘農業公園整備
 - 仮称豪徳寺一丁目公園整備
 - 仮称上祖師谷 7-13 公園整備
 - 仮称大蔵4-5緑地整備
 - 玉川野毛町公園拡張(第2期)
- ・ 既存の公園等3箇所について、老朽化した施設や舗装等を改修した。
 - 玉川野毛町公園改修(第1期)
 - 仮称砧あそびの杜整備に伴う改修
 - 池尻北広場改修
- ・ 仮称砧あそびの杜整備に伴う改修は、プレーパークが未整備である砧地域に新たにプレーパークを大蔵運動公園内に整備したもので、プレーパーク事業を所管する児童課と協力して、令和5年度に意見聴取や設計作業、令和6年度に整備工事を行った。具体的には、プレーパークを整備するアスレチック広場と、老朽化した幼児園の2つのエリアを改修するにあたり、公園利用者や近隣住民の他、プレーパークの運営に関わる区民と共に、ワークショップやヒアリング調査を実施し、誰もが利用できるユニバーサルデザインの公園づくりを進めた。

② 評価 工夫や苦勞した点

公園緑地課

- ・ UD条例の施設整備マニュアルに基づき公園緑地を整備し、より利便性の高い公園緑地とした。
- ・ ワークショップなど住民参加型の計画づくりを進めることで、地域住民の意見を取り入れながら、計画づくりを進めることができた。
- ・ 仮称砧あそびの杜整備に伴う改修では、公園利用者等との意見交換により、ユニバーサルデザインに配慮した設えとして、すべり台(築山)、回転遊具、砂場などを整備し、プレーパークでは、何も無い広場(余白を残した広場)、土の山、火遊びエリアの配置など、自由な遊びへの配慮を行った。全体を通しては、幼児園とプレーパークで機能を棲み分けて、子どもの成長に合わせて遊べるよう、工夫を行った。

③ 改善 次年度に向けて

公園緑地課

- ・ 公園等の新設や改修にあたっては、引き続き住民参加の手法を取り入れた計画づくりを進めていく。また、公園等の計画づくりにおいては、ユニバーサルデザインを実現するよう、現地状況や利用目的に合わせて、公園施設の長寿命化も考え、工夫した公園設計やデザインに取り組んでいく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
20	だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進
所 管 部	総合支所、各施設所管部、 施設営繕担当部、経済産業部、都市整備政策部、 みどり33推進担当部、道路・交通計画部、土木部
ね ら い	・トイレとベンチ等を整備し、利用しやすいように工夫することにより、高齢者や障害者、子育て中の区民等だれもが安全に安心して外出できる地域社会をめざす。
取 組 みの 方向性	・トイレ情報の周知・発信に取り組む。 ・民間施設のトイレ情報を公開する等の仕組みを検討し、だれでも使えるトイレ及び性別を問わないトイレの普及をはかる。 ・推進地区だけでなく、区内の様々な商店街、公共施設の周辺等地区でのユニバーサルデザインによる整備の取組みを検討し、支援する。 ・ベンチ等の座れる場を増やすため、「座れる場づくりガイドライン」の庁内への普及をはかり、ベンチの設置状況の調査を行う。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●公共空間へのベンチ設置の推進			
	→			
	●民間施設のトイレ情報の公開 制度の構築	⇒トイレ情報の公開		
	→			
	●民間施設におけるだれでも使えるトイレ及び性別を問わないトイレ整備の誘導			
	→			
●公園トイレを多様な人が使いやすいトイレに改修				
→				
●観光案内標識の整備				
→				

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 「せたがやiMap^{※13}」に区内のトイレマップとして掲載している公共施設・駅舎・公園等や民間事業者(コンビニエンスストアなど)のトイレ情報を継続的に更新した。
- ・ 都市デザイン課ホームページ掲載のトイレ及びベンチ、路上ベンチ一覧を更新した。
- ・ 引き続き、UDナビ(NO.5参照)および東京都福祉保健局のホームページに「せたがやiMap」のリンクを掲載することで、多くの人にせたがやiMapを活用していただけるようにした。
- ・ 引き続き、平成30年発行の「座れる場づくりガイドライン」、令和3年に策定した「世田谷区路上ベンチ等設置指針」を用いてベンチ設置に関する考え方を事業所管課に共有した。
- ・ 令和7年度のベンチ台帳作成に向け、施設管理所管と事前の調査方法や台帳管理等の打ち合わせを実施した。

交通政策課

- ・ ベンチを設置後も歩道の有効幅員が確保できるバス停3箇所において、バス利用環境向上のため、ベンチを1基ずつ新設した。また、老朽化が進行している既設のバス停ベンチの座板について、交換を実施した。

土木計画調整課

- ・ 千歳通りなど3箇所において、路上ベンチを設置した。

公園緑地課

- ・ 公園の整備にあたり、適宜ベンチを設置した。UD対応のトイレを2棟設置した。

商業課

- ・ 商店街が運営する「まちのステーション」等の休憩所を継続した。

経済課

- ・ 令和元年度に商店街が整備した、馬事公苑最寄り駅周辺のデジタルサイネージ、案内サイン、矢羽サインの継続。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 都市デザイン課ホームページに掲載しているベンチ情報では、調査項目のうち、「気軽に座れる場所の数」と「利用可能人数」について、これまで「5以上」となっていた箇所を実数値で調査し、より具体的な整備状況をホームページに掲載した。
- ・ ベンチ台帳の作成や位置情報の公開にあたり、複数の所管を交えた打ち合わせを実施することで、各所管の管理状況や整備の考え方、ニーズの把握等の情報共有を図った。

交通政策課

- ・ 既存のバス停におけるベンチの新設について、「路上ベンチ等設置指針」では原則としてベンチ設置後でも歩道の有効幅員2mを確保する旨が定められているため、これに適合する箇所を探し、管理上支障が生じないこと等についての関係部署等との調整に時間を要した。

土木計画調整課

- ・ 歩行者の円滑な通行に支障とならない場所を検討し、沿道の土地利用状況を踏まえてベンチを設置した。

※13 [せたがやiMap]:地理情報システム(GIS)を活用した電子地図データベース。世田谷区のホームページで、公共施設の場所のほか、防災関連情報、都市計画情報、観光スポットなどを電子地図上で提供している。

公園緑地課

- ・ベンチ等を設置することで、来園者の利便性を高めた。また、UD対応のトイレを設置し、快適に利用できるよう整備した。

商業課

- ・自主運営が継続され、まちのニーズに応じてきている。

経済課

- ・特になし。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・引き続きDX推進課と連携の上、効率的かつ見やすい情報提供の手法を検討し、安心・安全に外出できる街づくりを目指していく。
- ・関係所管がベンチ設置を検討した際に、「座れる場づくりガイドライン」や「世田谷区路上ベンチ等設置指針」を用いてベンチの設置場所、利用者への安全配慮などを共有し、適切なベンチ設置を促進していく。
- ・区内のベンチの設置状況の把握や有効な活用方法を促すため令和7～8年にかけてベンチ台帳の作成およびMap化を予定している。令和7年度は区内の設置状況の現地調査とデータの整理を行う。

交通政策課

- ・バス利用環境の向上のため、引き続きバス停留所におけるベンチ設置等の検討や、既設のベンチの維持修繕に取り組む。

土木計画調整課

- ・世田谷区路上ベンチ等設置指針を踏まえて、歩道の幅員や交通量等を考慮し、設置が可能な場所にベンチを設置していく。

公園緑地課

- ・公園等の新設や改修の際に、設置可能な箇所にベンチを設置していく。引き続きUD対応の、トイレの整備に取り組む。

商業課

- ・必要に応じて管理運営面での支援をしていく。

経済課

- ・必要に応じて運営面での支援をしていく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
所 管 部	政策経営部、生活文化政策部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人にとって分かりやすいデザインとその考え方の普及をはかる。 ・ 情報全般について、多様な人が受け取りやすい配慮の普及に取り組む。
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を広く周知していく。 ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」・「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、研修等を通じて普及をはかる。 ・ 職員だけでなく、一般向けに改訂することで、情報のユニバーサルデザインの更なる普及をはかる。 ・ 分かりやすい文書作成の普及をはかる。 ・ 多言語化を推進するとともに、やさしい日本語の普及をはかる。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 8「分かりやすいサインの整備推進」と連携して実施する。 ・ No. 2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に活かす。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの改訂検討	⇒情報のユニバーサルデザインガイドラインの改訂	⇒普及啓発	→
	●世田谷区多言語表記及び情報発信の手引きの運用			→

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ 庁内だけでなく、事業者へも周知するため、継続して区のホームページへ掲載するとともに、ユニバーサルデザイン推進条例の届出の相談などの際に案内をしている。

文化・国際課

- ・ 庁内の「やさしい日本語」の普及啓発・理解促進を目的として、「やさしい日本語」をテーマとした職員研修を実施した。
- ・ 庁外の「やさしい日本語」の普及啓発・理解促進を目的として、日本語学習支援ボランティア希望者向けの講座内容において、「やさしい日本語」を扱った。
- ・ 「やさしい日本語」を活用し、外国人等に向けたホームページの充実を図った。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を庁内及び民間事業者等により活用していただけるよう、「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を掲載しているホームページに小さな画像(サムネイル)を添付し、内容がイメージしやすいように工夫している。また、職員研修にて全受講生にガイドラインを配布し、内容を周知するとともに、職員研修実施後のアンケートの中で、研修で学んだことをどのように活かしていきたいかを確認し、ガイドライン活用の意識づけを図る。

文化・国際課

- ・ 職員研修での講演や区民向け講座での授業内容を通して、庁内外で「やさしい日本語」に慣れ親しんでもらうとともに、職員研修においては、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用について、改めて職員周知を行った。
- ・ 「やさしい日本語」を活用し、外国人等にもわかりやすいホームページ作成に努めた。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を職員研修等で活用するなど、引き続き庁内へ周知するとともに、事業者にも活用されるよう、引き続きユニバーサルデザイン推進条例の届出の相談などの際に案内し、ガイドラインを踏まえた整備を促していく。

文化・国際課

- ・ 「やさしい日本語」の普及について、今後もさまざまな媒体を用いて庁内・外へ理解促進、普及啓発を図っていく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
22	多様な情報媒体の普及・活用の推進
所 管 部	政策経営部、生活文化政策部、障害福祉部、子ども・若者部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を保障する仕組みや技術を取り入れ、多様な人が受け取りやすい配慮を行い、すべての人にとって分かりやすい情報提供をはかるとともに、音声、テキスト、手話等の様々な形のコミュニケーションを支援する。 ・ 区民がスキルを学ぶ機会を増やし、より多くの区民が新しい情報技術を使いこなせるようにしていく。
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な当事者のニーズを踏まえ、刊行物への音声コードの印刷や、ホームページでのテキストデータの提供を行う。 ・ 様々な当事者が問合せや申込みをしやすい環境整備をはかる。 ・ タブレットを活用した窓口等のサービスに取り組み、また、フリーWi-Fiなどの通信環境の活用をはかる。 ・ 「せたがや動画」に手話やテロップをつけることに取り組む。 ・ 高齢者等の社会参加を促進するため、パソコンやタブレットなどを活用した情報発信力の向上を支援する。
関連事業	・ No. 2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して進める。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●イベント時の手話通訳、ひととき保育の普及			→
	●区の印刷物への音声コードの普及			→
	●区ホームページの作成ガイドラインの運用			→
	●区ホームページでのテキストデータ掲載の普及			→
	●タブレットを活用したサービスの実施			→
	●町会等へのホームページ作成・運用支援			→
	●障害者休養ホームひまわり荘障害者パソコン教室の実施			→
				→
				→

区の令和6年度の取組み

① 点検 実施したこと

障害施策推進課

- ・ 区のイベントに際し手話通訳の派遣を約100件実施した。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣、音声コードの印刷等、障害のある方に対するコミュニケーション支援事業の活用について、全庁に年2回周知を行った。
- ・ 障害のある方々の円滑な情報収集や意思疎通など情報コミュニケーションを促進するため、視覚・聴覚障害者を対象とするスマホ相談会を実施した。
- ・ 二次元コードを読み取ることで遠隔で手話通訳者とつながる仕組みを、5支所のくみん窓口・保健福祉課、5つの出張所に配置した。

子ども家庭課

- ・ ひととき保育の提供258件。保育者研修の実施(32名参加)

広報広聴課

- ・ 職員のウェブアクセシビリティ※14に関する理解向上を目指し、音声読み上げソフトの支障となる「意味を持たない記号」などの使用防止とテキストデータ掲載などの重要性について、研修会や全庁周知による徹底を図った。また、令和6年9月の区ホームページリニューアルに伴い、誰でも見やすいホームページとなるよう視認性を向上するとともに分類等を見直した。また、構築段階で視覚障害者・高齢者への事前検証を実施し、意見を反映した。
- ・ 「せたがや動画」において、配信動画に手話やテロップを入れる、またはホームページへの代替テキストの掲載など、動画を閲覧する全ての人が情報を得られるよう配慮した。

文化・国際課

- ・ 通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置所管を令和6年度より拡大し、全19カ所においてテレビ電話通訳等による多言語対応を実施した。(令和6年度利用実績:1,176件)
また、文化・国際課に配備しているタブレット端末2台は全庁への貸出しを行った。

② 評価 工夫や苦勞した点

障害施策推進課

- ・ 正確な手話通訳を行うため、通訳者へ事前に十分な情報を提供するように所管課へ周知している。
- ・ 音声コードに関する庁内公開サイトの記載を、随時、更新するとともに、所管課が音声コードを導入する際の支援を行っている。
- ・ 視覚障害者を対象とするスマホ相談会では、当事者が講師となり、参加者に寄り添った相談会を実施している。

子ども家庭課

- ・ ひととき保育者研修については、会場参加又は動画又は書面による受講を選択可能とすることで、動画視聴する環境がない方も受講できるようにし、介護中等それぞれの生活様式に合わせた参加が可能となった。
また、地域で活動しているので、地域のコーディネーターについて知ってもらう内容を取り入れた。

※14 [ウェブアクセシビリティ]:高齢者や障害者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

広報広聴課

- ・ 令和6年12月のホームページ研修(作成者向け)では、計6回の研修に約110名の参加がある中で講義形式だけでなく、演習形式の研修を取り入れ、実践的にウェブアクセシビリティの向上に向けて周知徹底を図った。
また、区ホームページのリニューアルにおいては、新システムへのページ移行時にウェブアクセシビリティの観点からページの内容に問題がないかの確認や、利用者が情報を探しやすくなるよう、不要なページの削減や分類構成の整理等を実施した。
- ・ 「せたがや動画」での情報保障として、わかりやすいテロップや代替テキストの作成、講演会やシンポジウム等の話者を中心として構成された長編動画については可能な限り手話を入れるよう、各所管課あて周知・支援している。

文化・国際課

- ・ 通訳サービスの活用について、月々の実績数値だけでは把握できない各職場での実態や課題把握のため、活用実態調査を行った。

③ 改善 次年度に向けて

障害施策推進課

- ・ 手話通訳の実施に要する予算の確保について、引き続き周知を行う必要がある。
- ・ 音声コードの導入などコミュニケーション支援について、引き続き庁内へ周知するとともに、情報技術の発展を踏まえ、各所管課への情報提供や支援を継続する。
- ・ 「手話言語条例」に基づく取り組みとして、引き続き、手話の理解や普及、手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備等を推進する。
- ・ 視覚障害者を対象とするスマホ相談会について、より多くの方に参加していただけるよう、広く周知を行う。

子ども家庭課

- ・ 引き続きひととき保育を安心して利用できるように、安全性確保の徹底、状況に応じた対応をしていく。

広報広聴課

- ・ さらなる定着を目指し、研修等を通じて周知徹底を継続する。

文化・国際課

- ・ 活用実態調査等を踏まえ、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
23	災害に備えた区民参加による取組み
所 管 部	総合支所、危機管理部、生活文化政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が自助・共助により災害に対応できるよう、地区特性の把握や計画の重要性について考える機会を提供し、地区の防災力の向上をはかる。 ・ 非常時、避難時に情報の取得が困難な人など、多様な人に対応したハード・ソフト・人の対応等、多面的な整備・取組みを地区の状況に応じて進める。 ・ 多様な人材に災害に関する普及・啓発を進める。
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発に取り組む。 ・ 各地区で策定した地区防災計画の検証・普及啓発を行う。 ・ 情報の取得が困難な人など、多様な人が必要な情報を取得できる環境整備を検討する。 ・ 外国人向けの防災知識の普及啓発に取り組む。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発			
	→			
	●全地区での防災塾の実施			
取組み	→			
	●防災についての外国人向け講座の開催			
取組み	→			
	→			

区の令和6年度の実績

① 点検 実施したこと

文化・国際課

- ・ 各総合支所地域振興課及び地域の日本語教室と連携し、外国人向け防災教室を行った。
- ・ 災害時にもオフラインで活用できる、多言語通訳タブレットの配置窓口を拡大し、計19箇所に配備した。

災害対策課

- ・ 地区防災計画の修正を目的として、28地区で防災塾を実施し、震災時の自助・共助の取り組みや避難行動要支援者への支援など、各地区の課題をもとに講義や意見交換等を行った。地域防災計画の改定の中で要配慮者等を含む在宅避難者への情報提供や物資の配布について、具体化を行った。

総合支所地域振興課

- ・ 災害時に配慮を要する方の避難を想定し、避難所運営組織や防災区民組織等とともに課題を共有した。
- ・ 各地区において防災訓練を開催し、地震体験・初期消火体験・防災備蓄用品の紹介等を行い、地域の方々へ防災普及啓発を実施した。併せて「せたがや防災ギフト」等を活用し、在宅避難の重要性を周知し自助意識の定着促進に努めた。
- ・ ブリティッシュスクールイントウキョウ昭和の教員及び生徒を対象に防災教室を実施した。
- ・ JCA千歳船橋のボランティアと外国人生徒を対象に防災教室を実施した。

② 評価 工夫や苦労した点

文化・国際課

- ・ 各総合支所地域振興課及び地域の日本語教室と連携した防災教室を視察し、外国人等に向けた防災知識の普及啓発に関する現状や課題を知ることができた。
- ・ 災害時の使用も想定した多言語対応ツールの継続的な運用ができた。

災害対策課

- ・ 幅広い世代に参加していただけるよう、大学やボランティア団体と連携して開催するなど、開催手法を工夫した。
- ・ 在宅避難の理解促進を目指すため、多様な人が防災に関心が持てるよう、イベント等のブース出展等を行った。
- ・ 要配慮者等を含む在宅避難者への情報提供や物資の配布を具体化するにあたっては、関係する所管や外部団体と意見交換を重ね、関係者の意見を取り入れられるよう工夫した。

総合支所地域振興課

- ・ 災害時に配慮を要する方に対する理解を深めるとともに、避難所運営等の災害時活動に備えるため、平常時から検討すべき課題であることの認識を共有した。
- ・ 避難所における女性や子どもへの犯罪防止等、女性の視点から見た避難所運営の課題の認識を図った。
- ・ 防災教室を通じて、外国人に日本の災害や防災に関する知識の普及啓発を図ることができた。
- ・ 消防・警察・事業者と連携し多種多様な防災ブースを設置することで充実した防災知識を地域の方に周知することができた。また、訓練概要のチラシを作成し町会・自治会回覧・学校配付、事業者へポスティング依頼等を行い、多くの方に訓練参加の呼びかけに努めた。

③ 改善 次年度に向けて

文化・国際課

- ・ 外国人向け防災教室等の効果的な実施手法について引き続き検討し、外国人等に対する防災

知識の啓発に取り組む。

災害対策課

- ・ 地域防災力の向上を目指して、引き続き防災塾を実施するとともに、避難所運営体制の工夫に取り組む。
- ・ 東京都による首都直下地震等による被害想定の見直しや、指定避難所運営体制に係る取り組み等を踏まえ、修正された地区防災計画を踏まえた取り組みを進める。

総合支所地域振興課

- ・ 防災塾や避難所運営訓練等を通じて、地域の実情や課題を共有し、災害時に配慮を要する方への対応について引き続き検討していく必要がある。
- ・ 外国人に対する防災知識の普及啓発をさらに進めるため、体験型の防災訓練等への参加を促していく必要がある。
- ・ 避難所運営への女性の参画、妊婦・乳幼児を抱えた女性への対応、女性の視点から見たトイレ整備等の課題に取り組む必要がある。
- ・ 誰もが防災知識について興味・関心を持ってもらうよう、新たに訓練に協力していただける事業者の開拓等を行い、訓練内容の見直しを行う。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及
所 管 部	総務部、環境政策部、障害福祉部、経済産業部、世田谷保健所、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会ホストタウンとして東京2020大会の気運の盛り上がりを活かし、障害者差別解消法の理念も踏まえて多様な人のニーズに対応した配慮に基づくサービスを広く普及させ、多様なニーズに対応できる生活環境の整備を進める。 ・ 商店街等、まちの中で当事者を交えた実践的な研修イベントを行い、区民、事業者、職員のユニバーサルデザインへの意識向上をはかる。
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みんなが嬉しくなるお店」の冊子に、店舗のしつらえに関することも加えて内容の充実を行う。 ・ 「ユニバーサルデザイン普及講座」の機会に冊子「みんなが嬉しくなるお店」を副読本やテキストとして配布する。 ・ 当事者への接客等を学びあう場をつくり、補助犬等様々な支援について理解を深めるようにする。 ・ 外国人に向けた接客対応向上のためマニュアル及び指差しメニュー等の普及を行っていく。 ・ 障害理解の促進や障害者差別解消に向け、商店街等における合理的配慮の提供に向けた支援を実施する。 ・ 飲食店における喫煙標識・禁煙標識の掲示や指定喫煙場所の整備など、受動喫煙防止やたばこの煙による迷惑防止に向けた環境整備に取り組む。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して実施する。 ・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人が参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No. 9「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」と連携して実施する。 ・ No. 25「職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」と連携して実施する。 ・ うままちプロジェクト(⑮ホスピタリティの充実)

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●普及啓発イベント等での冊子配布			
	→			
	●接客を学ぶ研修等の開催			
	→			
	●職員研修、職場内研修等での「接遇・応対力向上マニュアル」(職員向け)の活用			
	→			
●商店街等における障害理解に向けた取組みの促進			新たな取組みの検討	
●外国人用指差しメニューの普及				→

区の令和6年度取組み

① 点検 実施したこと

都市デザイン課

- ・ イベントや出張講座に合わせて、「みんなが嬉しくなるお店」を副読本や予習資料として配布した。
- ・ 移動等円滑化促進方針の促進地区において、障害施策推進課と連携した商店街のバリアフリーに関する補助メニューを記載した案内チラシを、昨年度案内していない商店街振興組合や商店会に向けて送付した。

障害施策推進課

- ・ 障害差別解消専門調査員による障害理解・差別解消の出張出前講座を区内事業所等に向け実施し、障害に関する理解や差別解消に関する考え方の周知・啓発に取り組んだ。
- ・ 商店等の民間事業者を対象として、障害者の情報アクセシビリティや移動円滑化のための物品の作成や購入の費用助成を行う、「商店等における地域共生社会促進助成事業」を実施した。

研修担当課

- ・ 引き続き、採用1年目研修「障害福祉体験」において、家電量販店での車椅子の介助体験を行った。また、窓口や電話対応を含めより良い区民対応を身につけるため、「接遇・応対力向上マニュアル」を利用して、接遇研修を実施した。また、庁内公開サイトにもマニュアルを掲載のうえ庁内周知し、OJTでの活用等を図った。(研修生への配布実績は、約300部。)

環境保全課

- ・ 令和6年度は喫煙所の設置実績なし。

経済課

- ・ 東京商工会議所世田谷支部が「外国人用指差しメニュー」を作成し、区内事業者へ配布していたが、令和2年度中にすべて配布したため、令和6年度の配布実績はなし。
※区からの配布実績はない。

② 評価 工夫や苦勞した点

都市デザイン課

- ・ イベントや講座での配布を引き続き行ったため、パンフレットを増刷した。
- ・ 商店街のバリアフリー案内チラシは、まずは制度を知っていただけるよう、どのような補助メニューがあるかを記載し、詳細はQRコードから区のホームページへ飛べるように工夫した。

障害施策推進課

- ・ 出張出前講座については相手の要望に合わせ、会場だけでなくオンライン等でも講座を行った。
- ・ 「商店等における地域共生社会促進助成事業」の周知・啓発のため、区内商店街等にパンフレットの配布を行った。

研修担当課

- ・ 採用時や昇任時研修をとおして、相手の立場に立って対応し、必要な配慮を行っていく必要性を学んだ。また、研修の際に「接遇・応対力向上マニュアル」を配布し、接遇応対力の向上を図った。そのほかOJTでの活用等を目的として、マニュアルの庁内周知を行った(令和6年6月、10月)。

環境保全課

- ・ 令和6年度は喫煙所の設置実績なし。

経済課

- ・ 令和6年度の配布実績なし。

③ 改善 次年度に向けて

都市デザイン課

- ・ 引き続き様々なイベントや講座で配布を行っていく。
- ・ 引き続き促進地区内の商店街に向けて、商店街のバリアフリーに関する取り組みの説明を行っていく。

障害施策推進課

- ・ 引き続き商店や事業所等に向けて、「商店等における地域共生社会促進助成事業」の周知・啓発を行っていく。

研修担当課

- ・ 今後も、様々な機会に「接遇・応対力向上マニュアル」の利用を促し、職員の接遇、応対力の向上を図っていく。

環境保全課

- ・ 引き続きスロープの設置を考慮し指定喫煙場所の整備を行っていく。

経済課

- ・ 今後、東京商工会議所世田谷支部が「外国人用指差しメニュー」を増刷した場合には、利用を促していく。

■ 施策・事業概要

No.	【施策・事業名称】
25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
所 管 部	総務部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の職員がユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性について理解を深め、相手の立場に立った対応を行えるようにする。 ・ すべての人にとって使いやすい施設整備を進めるために、ユニバーサルデザイン条例の目的や基準を周知し、より円滑な施設運営へとつなげる。
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインの理念学習と様々な当事者との意見交換を組み合わせ、より実感できる研修プログラムを企画し実施する。 ・ より円滑な施設運営のためにユニバーサルデザイン条例に基づく整備基準や掲示物等の工夫を学ぶ研修等、ユニバーサルデザインを考慮した施設の改善や情報提供方法に関する研修を行う。
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No. 21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。 ・ No. 24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して実施する。

◆後期計画(令和元年～令和4年度)

年次	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組み	●ユニバーサルデザインに関する接遇研修・技術研修等の実施			
	→			

区の令和6年度取り組み

① 点検 実施したこと

研修担当課

- ・ UDの理念を取り入れた職層研修や接遇研修、採用時の障害福祉体験研修(障害疑似体験、障害当事者との交流)等を引き続き実施した。
受講生(延べ)約800名

都市デザイン課

- ・ ユニバーサルデザインの基礎的な研修として、だれもが利用しやすい施設づくりというテーマで実施した。研修の構成は、講義とフィールドワークとし、講師にUDアドバイザーを招いた。
受講生:14名 研修会場:教育総合センター
- ・ 前半の講義では、UDという考え方が生まれた背景やUDの7原則を説明した。後半のフィールドワークは4班に分かれ、教育総合センターのエントランス、エレベーター、バリアフリートイレ、自動販売機、屋外スロープの5箇所をUDの視点で評価した。最後に各班の評価を全体で共有し、UDアドバイザーが講評した。

② 評価 工夫や苦勞した点

研修担当課

- ・ 障害福祉体験研修では、社会モデルの考え方等についての講義のほか、屋内・屋外(商業店舗での車椅子体験含む)での障害疑似体験を行い、障害当事者から実体験に基づく話を直接聞くことで、だれもが過ごしやすいまちづくりについて区職員として何が出来るかを検討した。また、研修後半は研修生同士の話し合いの時間をしっかりと確保し、研修で得た気付きを今後の職務や日常生活においてどのように活かしていくか全体共有を行った。また、接遇研修等では、常に相手の置かれた状況に寄り添って配慮し、対応していく姿勢を習得した。

都市デザイン課

- ・ 受講生の募集は、施設管理者である所管課と、施設を整備する所管課に対して行なった。双方が研修を通じた話し合いの中で、互いの考えを理解することで、だれもが利用しやすい施設づくりに向けたヒントが得られるようにした。
- ・ フィールドワークでは、各受講生が各地点をUDの視点で実際に評価することで、UDの理解が深まるようにした。また、各班に車椅子を用意し、体験しながら評価することで「気づき、配慮することができる」きっかけとなるように工夫した。
- ・ 研修実施後のアンケートの中で、研修で学んだことをどのように活かしていきたいかを確認し、UDの視点を踏まえて業務に取り組む意識づけを図った。

③ 改善 次年度に向けて

研修担当課

- ・ 引き続き、区職員が相手の状況や立場に応じた適切な対応を行えるよう、研修を実施していく。

都市デザイン課

- ・ UDの考え方を広め、理解を深めるため、受講した職員のアンケートの結果などを踏まえながら研修内容を検討し、継続して研修を実施していく。